

～市民と行政のパートナーシップを築くために～

町会・自治会・区

役員の手引き



町会活動でのQ&A

を中心とした役員さんのための手引きです。

はじめに

町会・自治会・区（以下「町会」と呼びます。）は、地域住民同士の助け合いや理解，親睦，さらには福祉と文化，生活環境の向上発展を図り，良好な地域社会を維持形成することを目的に自主的に結成された住民組織です。

現在，市内には273の町会が結成されており，地域の皆さんの結束によって幅広い活動を続けています。

平成13年度にスタートした第四次総合計画では，まちづくりの目標である将来都市像を「みんなでつくる 安心，希望，支え合いのまち 柏」とし，市民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくりを推進していくことにしております。この中の「支え合い」とは，市民の皆さんがまちづくりに主体的に参画し，世代を超えてふれあい，互いに支え合うまちづくりのことであり，その大きな核となるのが町会活動などの地域活動であります。

このように町会の果たす役割には，計り知れないものがあり，市政を運営するに当たってその存在は不可欠となっております。まさに，町会と市が車の両輪のごとく連携を図り，地域活動を活発に展開していくことが大切であると考えます。

この「町会・自治会・区役員の手引き」は，町会と市の連携が一層密になるように，町会役員の皆さんから寄せられることの多い質問や疑問などを中心にまとめました。また，新たに町会役員となられる方々の参考書となるように，できるだけ分かりやすい内容を心がけました。

町会長さんをはじめ，役員の方々の活動に御活用いただければ幸いです。

目 次

★町会活動基本編 5ページ～

- P 6 「町会の役割をどのようにとらえたら良いのでしょうか」
- P 8 「町会未加入世帯の加入促進を図るための良い方法はありませんか」
- P 11 「町会と行政は、どのような関係にあるのですか」
- P 13 「町会長は男性が多いようですが、男性の方が向いているのですか」
- P 14 「町会長等会議の内容について説明してください」
- P 15 「行政連絡業務交付金とは、どのようなものですか」
- P 17 「各種委員の推薦には、どのようなものがありますか」
- P 20 「行政連絡資料について説明してください」
- P 22 「ふるさと協議会について説明してください」
- P 27 「町会の年間行事や活動には、どのようなものがあるのでしょうか」
- P 29 「町会員の個人情報の取り扱いに、どのような注意が必要ですか」

★総務・会計担当役員編 33ページ～

- P 34 「町会の総会で近隣センターを利用したいのですが」
- P 35 「夏まつりで公園を使用したいのですが」
- P 36 「町会の予算は、どのように作ったら良いのでしょうか」
- P 37 「町会への交付金や補助金制度には、どのようなものがありますか」
- P 39 「掲示板を設置する場合の補助金について説明してください」
- P 40 「町会の集会施設を建築する場合、補助金があると聞いたのですが」
- P 42 「地縁法人（町会等の法人化）とは、どのような制度ですか」
- P 44 「市民活動災害補償保険とは、どのようなものですか」

★防災・安全担当役員編 47ページ～

- P 48 「自主防災組織について説明してください」

- P50 「災害発生時の避難場所は、どこになるのでしょうか」
P53 「消防団の活動について説明してください」
P57 「防犯交通安全組合について説明してください」
P59 「防犯灯の設置に対する補助金があると聞いたのですが」
P60 「カーブミラーを設置してほしい交差点があります」
P61 「信号機や横断歩道を設置してほしい交差点（道路）があります」

★生活・環境担当役員編 63ページ～

- P64 「ごみ集積所を設置する場合の手続きについて説明してください」
P65 「資源回収運動報償金について説明してください」
P66 「町会の地域清掃で出たごみや側溝土砂は、どのように処分すれば良いのですか」
P67 「危険防止のため、側溝（U字溝）にふたを掛けてほしいのですが」

★保健・福祉担当役員編 69ページ～

- P70 「民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのですか」
P72 「柏市民健康づくり推進員について説明してください」
P73 「社会福祉協議会について説明してください」
P76 「老人クラブについて説明してください」
P77 「各種募金の協力依頼が町会にあります、どのように募ったら良いかお聞かせください」

★その他にも… 79ページ～

- P80 「青少年健全育成推進連絡協議会について説明してください」
P81 「町会で勉強会を開催したいのですが」

★資料編 91ページ～

- P92 ●市役所の組織と主な業務
P98 ●市の相談窓口
P103 ●柏市行政連絡業務規則

町会活動 基本編



問 1 「町会の役割をどのようにとらえたら 良いのでしょうか」

私どもの町会は、町会役員が毎年度交替します。私も初めて町会長を務めることになり多少戸惑っていますが、そもそも町会とは、地域住民のためにどのような役割を担うべきものなのでしょうか。

答 「町会は、安全で住みよい地域社会の形成にとって欠くことのできない存在であり、住民間の一体感の醸成に必要なものです」

地域住民の自治組織は、古くは寄り合い的な伝統を継承するものから、部落会、町会、自治会などの名称で全国的に存在します。

柏市のような都市部の町会は、伝統的な面よりも、急激な人口増により地域社会の一体感が薄くなり、その再構築を迫られた結果、地域整備の課題への対応や「ふるさと運動」に象徴される新旧住民の融和などを目的に、行政上の必要性とその積極的な支援を背景に設立を促されてきた側面もあります。

そのため、町会の活動領域も地域的な差が若干あるものの、概して

- ①純然たる住民自治活動と言える、祭り、町内運動会、敬老会、自主防災、冠婚葬祭の助力といったものや

- ②行政機関への要望・要求活動である，道路・交通や防犯・防火，地域環境などの要望を行政に求めるもの。といった活動が多くを占めています。

一方，

- ③行政活動の補完・代行・補助といった性格の活動として回覧版の回送，防犯灯の設置管理，ごみ集積場の管理，共同募金や社会福祉協議会への協力などがあります。

また，いわゆる

- ④行政の委嘱委員としては，国からは民生委員，国勢調査員，市からは，投票立会人，消費生活コーディネーター，健康づくり推進員等々の推薦依頼があります。

いずれにしても行政活動と市民活動の境目は曖昧であり，子育てからお年寄りの生活まで，地域社会の存在を抜きに安全で住みよい環境を保つことは，とても困難であります。

つまり，町会の活動は，住みよい地域社会を形づくるための中核として欠くことのできない役割を担っており，行政にとって，もっとも頼りにしているパートナーであると言えます。

問2 「町会未加入世帯の加入促進を図るための良い方法はありませんか」

最近の時代背景を反映してか、新たに町会区域内に引っ越してきた世帯が町会に加入してもらえないケースが増えています。私たちは、より良い地域社会づくりのためにもと努力をしていますが、何か良い方法はないでしょうか。

答 「町会活動の大切さや楽しさを伝える方法が必要です」

町会未加入世帯に関することは、多くの町会で御苦労されていることと思います。特に近年は、都市化が進むとともに住民の意識も変化し、町会に加入しない人が増えているようです。

まずは、町会活動の楽しさや地域に果たしている役割を理解してもらえるように、若い世帯や子供のいる世帯の参加しやすい行事を実施したり、町会の広報紙を配布するなどしてみたらいかがでしょうか。

また、町会に加入しない人たちの声を聞いてみることも何かのヒントになるかもしれません。地域のために一生懸命に頑張っておられる役員の方々にとってはとても残念な声も多いでしょうが、今後の町会活動を進めるうえで生かしていただければ、より多くの住民が参加する町会活動につながると思います。

なお、各ふるさとづくり協議会等（⇒22ページ参照）で組織する「ふるさと協議会等連合会」では、町会加入を促進するためのチラシ（⇒9～10ページ参照）を作成しています。

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126

町会・自治会に入りませんか



加入のご案内



町会・自治会は、区域内の住民が、共に助け合って、親睦を深め福祉や文化、生活環境の向上発展を図り、良好な地域社会の維持・形成を目的につくられた住民組織です。

会の運営は会員の会費をもとに、市や各種団体等と連携を図りながら、「スポーツ大会や夏祭りなどの親睦事業」「防火や防犯・防災・清掃」「集会施設や防犯灯等の設置管理」「行政連絡や募金協力」などの活動を活発に行っています。

・加入の手続きは、

町会・自治会長さん、班長さんにお申し出ください。

あなたの地域は

町会・自治会です。

連絡先は

☎

です。

町会・自治会についてのお問い合わせは…

柏市ふるさと協議会等連合会

事務局：〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

柏市役所市民生活部市民活動推進課内

☎ 04(7167)1126

明るく美しい「ふるさと柏」をつくりましょう

町会・自治会活動の目的と必要性

昔に比べ、市役所などが行う行政サービスの範囲は、私たちの生活の多くの場面に広がっています。しかし、まだまだ手の届かない分野や市民自らの手で行わなければならないものも数多くあります。

私たちの生活環境を維持したり、よりよく改善するためには、自分から進んで参加し、協力し合うことが大切です。そのためには町会・自治会活動が大きな力となります。



最近、「うちは共働きだから」とか「子供が小さいから」といって、町会・自治会活動を敬遠される方が増えてきています。

しかし、隣近所でまわす回覧板や子供会などへの参加なども立派な町会・自治会活動の一つです。

また、日頃なにげなく見過ごしていることにも、町会活動の恩恵といえるものがあります。例えばごみステーションや暗い夜道を照らす防犯灯の設置や管理なども町会・自治会の大切な仕事となっていることをぜひ皆様にご理解いただきたいと思えます。



毎日の平穏な生活のためにも、単に町会・自治会活動を敬遠するのではなく、むしろ積極的に参加することによって、明るく美しい「ふるさと柏」をつくりましょう。



問3 「町会と行政は、どのような関係にあるのですか」

町会は、市役所との連絡や調整が多く、行政の下請け機能的にみる人も多いようですが、町会と市とはどのような関係が望ましいと考えていますか。

答 「安全で住みよい地域社会を築くために、行政と共に公共的な役割の一部を担う、成熟した社会に欠くことのできないパートナーです」

町会は、住民の自治組織であり、行政の下部機関でないことは明らかです。しかしながら一面、行政の補完機能をもった組織という相矛盾した性格も否定できません。

市が、地域組織である町会に依頼する代表的な事項としては、

- 行政連絡資料の回送
- ごみ集積場の管理と資源回収
- 共同募金や社会福祉協議会への協力
- 行政の委嘱する委員の推薦（民生委員・児童委員、国勢調査員、投票立会人、健康づくり推進員等々）

があります。

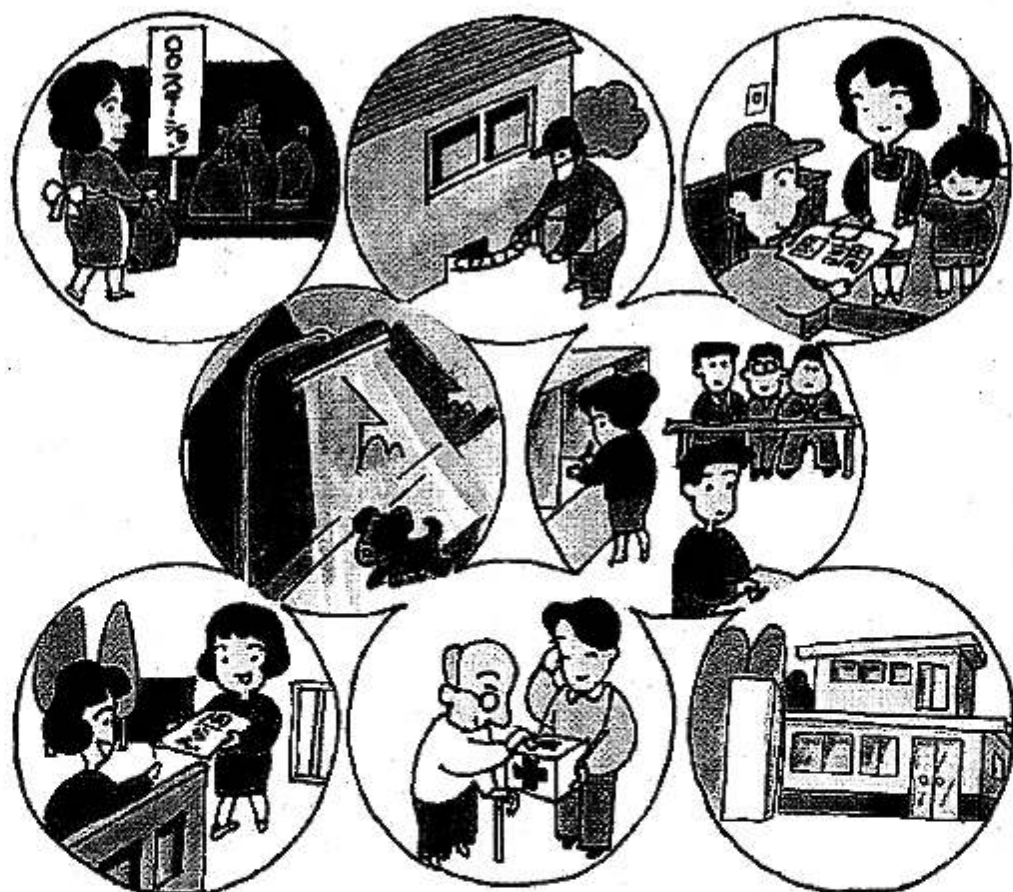
また、地域社会の互助組織としての町会の本来的な役割であった、自主防災の組織化、防犯灯の設置管理など、今では安全で安心なまちづくりの一環として、行政活動との境目が曖昧になり、共に一定の役割を分け合う分野もあります。

一方、急激な都市化を経験した柏市の場合、町会などの活動領域に、地域課題の解決のための行政機関への要

望・要求があります。
○道路・交通に関するもの
○防犯・防火に関するもの
○ごみ問題など地域環境に関するもの
などが代表的な要望です。

今日、柏市のような都市部の町会は、都市整備面での課題については、一応の解決が図られてきたものの、少子高齢化社会の時代背景の下で、コミュニティ活動の活性化や住民自治の振興が益々求められています。

例えば町会が、まちづくりへの積極的な提言や実践を行っていき、地域の公共的な機能についての機能分担が進むならば、結果として簡素で効率的な都市行政の実現が可能となり、市民との協働が成熟した関係で確立できていくものと考えます。



問 4 「町会長は男性が多いようですが，男性の方が向いているのですか」

町会長は，男性ばかりと聞いたのですが，女性では町会長になれないのでしょうか。

答 「特に男性の方が向いているということではありませんし，女性で町会長として活躍している方もいます」

現在，市内には273町会ございますが，そのうち女性の町会長は12人いらっしゃいます。

人数は男性の方が多いのですが，かならずしも男性の方が向いているというわけではありません。

男性ばかりが多いと女性が声をあげにくいということはあるかもしれません。

柏市では，役員会や審議会などの意思決定分野への女性の積極的な登用を推進しています。町会長の選任にあたっては，ご配慮をいただきたいと思います。

【問い合わせ先】

◎男女共同参画室：7167-1127

問5 「町会長等会議の内容について説明してください」

柏市では、市内全域の町会長等による「柏市町会長等会議」というものを開催しているそうですが、どのような内容の会議なのでしょう。

答 「市の重点施策の説明や先進的な町会活動の事例の紹介などを行っています」

市から町会にお願いしている行政連絡業務を始め、地域防災、安全、健康福祉などの行政の各分野に町会がパートナーとして果たす役割には計り知れないものがあります。市としましても、こうした町会とのパートナーシップを通じ、地域コミュニティの形成や地域の様々な課題の解決がされているところと認識をしています。

「柏市町会長等会議」は、町会との良好な関係の構築と連携をより一層密にし、円滑な市政運営を図ることを目的として、平成8年度から毎年1回開催しています。

この会議では、市の新しい施策や市民全体に関する課題をお知らせするとともに、地域の課題に積極的に取り組まれている町会などの先進事例を御紹介しています。

また、この会議に先立ち各町会から挙げられた御意見や御要望について、回答をまとめたものを後日、各町会長に配付することとしています。

★開催日

5月末から6月中のいずれかの土曜日の午後

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課 TEL：7167-1126

問 6 「行政連絡業務交付金とは、どのようなものですか」

町会には、市から「行政連絡業務交付金」というものが毎年交付されていますが、この制度について説明してください。

また、交付金の使途は決められているのでしょうか。

答 「行政連絡業務交付金は、住民の皆さんで使い道を決めてください」

市は、各町会に各種の行政連絡業務をお願いしています。

こうした業務について市は、行政連絡業務交付金として各町会に毎年交付しています。（⇒次ページ参照）

当該交付金の使途については、町会の会計に計上した上で、各町会におまかせしていますが、町会員のみなさんで十分協議して決定していただきたいと思います。

参考として、主な使途には、次のような例が考えられます。

- 町会の運営費として使用する。
- 町会長や役員の業務は非常に多岐にわたっているにもかかわらず、事実上無償のボランティアであるため、町会長や役員の必要経費等の実費弁償として使用する。
- 実際に行政連絡業務に携わった方の経費として使用する。

（次ページへ続く）

★交付金の根拠

柏市行政連絡業務規則（⇒103ページ参照）

★交付金の積算…①と②の合計額とします。

①均等割 ア：町会世帯数が400世帯までの町会

・17,500円

イ：町会世帯数が400世帯を超える町会

・アに400世帯ごとに17,500円
を加算した額

②世帯割 町会世帯数に330円を乗じて得た額

積算例（町会世帯数500世帯の場合）

①均等割 17,500円 + 17,500円

= 35,000円

②世帯割 500世帯 × 330円 = 165,000円

① + ② = 200,000円

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126

問7 「各種委員の推薦には、どのようなものがありますか」

先日、市から「民生・児童委員」の推薦依頼がありました。前任の町会長に聞いたところ、他にもいくつかの委員などの推薦依頼があるとのことでした。具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

答 「次のような委員や調査員の推薦をいただいています」

★民生委員・児童委員

【委嘱者】厚生労働大臣 【任期】3年

【次回推薦依頼時期】平成19年6月頃

【職務】

- 1 住民の実態や福祉需要の把握
- 2 地域住民がかかえる福祉問題への相談
- 3 社会福祉の制度やサービスについての情報を住民へ提供
- 4 住民の個々の福祉需要を関係行政機関、施設・団体などへ連絡
- 5 住民の福祉需要への適切なサービス提供を支援
- 6 住民の求める生活支援体制の整備及び活動
- 7 問題点や改善策について、関係機関への提起

【問い合わせ】

保健福祉総務課 Tel 7167-1131

★柏市民健康づくり推進員

【委嘱者】 柏市長 【任期】 3年予定

【次回推薦依頼時期】 平成20年12月頃

【職務】

- 1 市民の生涯を通じた地域ぐるみの健康づくりの実施
- 2 健康づくりに関する情報の収集及び提供
- 3 健康づくりに関する各種研修会への参加
- 4 その他市民の主体的な健康づくりに関し必要な事項

【問い合わせ】

健康推進課 Tel 7164-3333

★投票立会人

【委嘱者】 柏市選挙管理委員会委員長

【任期】 選挙期日毎に委嘱

【職務】

投票所の投票立会い

【問い合わせ】

選挙管理委員会事務局 Tel 7167-1092

★柏市防災推進員（自主防災組織のある町会のみ）

【委嘱者】 柏市長 【任期】 2年

【次回推薦依頼時期】 平成18年11月頃

【職務】

- 1 防災訓練、防災研修会等に参加し、自主防災組織の構成員に対して習得した知識及び技術の普及を図る。
- 2 災害時に地域住民と協力して自主的に消火、救出、給食活動等を行い、災害対策本部と自主防災組織間の災害情報の伝達を行う。
- 3 その他防災活動の推進に関して必要な事項。

【問い合わせ】

防災安全課 Tel 7167-1115

★消費生活コーディネーター

【委嘱者】 柏市長 【任期】 2年

【次回推薦依頼時期】 平成19年10月頃

【職務】

- 1 消費生活に関する研修会等への参加

- 2 消費者の啓発・消費生活についての情報提供に関すること。

- 3 消費生活相談の市への引継ぎ。

【問い合わせ】

消費生活センター TEL 7163-5853

※他にも次のような委員などを町会・自治会・区や地域から推薦いただくことがあります。

★緑の推進員

★柏市明るい選挙推進協議会委員 等々

問 8 「行政連絡資料について説明してください」

行政連絡資料には、どのようなものがあるのでしょうか。また、どのように送付されてくるものなのかも説明してください。

答 「行政連絡資料には、主に次のようなものがあります」

市民の皆さんへのお知らせは、原則として「広報かしわ」を利用しています。しかし、市から戸別に配布しなければならないものや必要な事項については、各町会に行政連絡資料の配布、回覧及び掲示をお願いしています。

送付先の指定は、毎年4月中に世帯数などとともに御報告いただきますが、年度途中での変更もできます。

また、世帯数の多い町会の送付先は、概ね200世帯を基準に分けることもできます。

なお、予定される行政連絡資料には、主に次のようなものがあります。

- ごみ出しカレンダー
- ゴミゼロ運動のお知らせ
- 柏まつり交通規制のお知らせ
- 公共下水道工事のお知らせ
- 共同募金について
- 市民まちづくり講座のお知らせ 等々

※町会には、柏市からの行政連絡資料以外にも、警察などの行政機関や民間の業者から、直接回覧依頼がされてくることもあります。

★送付日

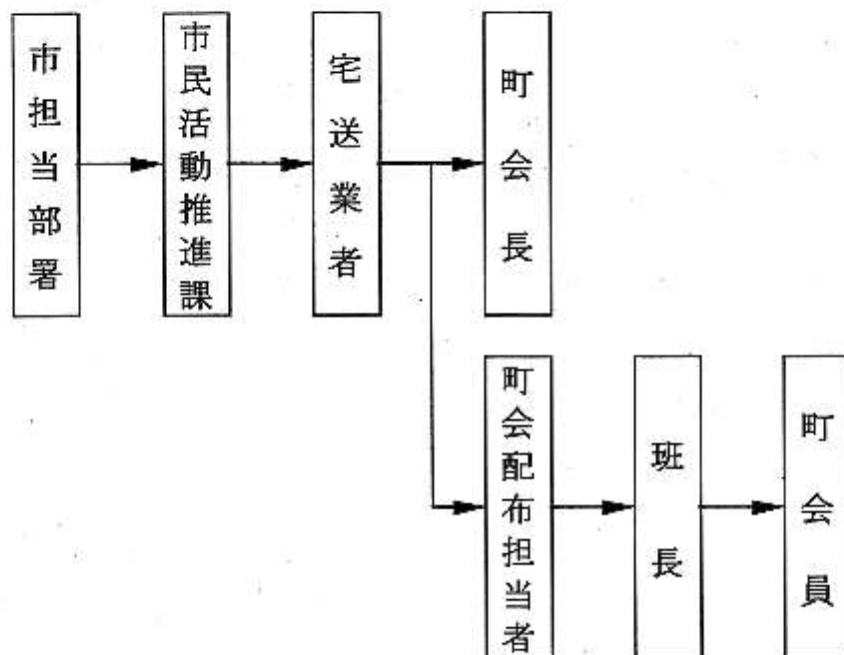
毎月1日

※ごみ出しカレンダーなど一部の資料は、臨時便での送付となります。

★送付方法

宅配業者により、指定先に送付します。

★行政連絡資料の流れ（例）



【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126

問 9 「ふるさと協議会について説明してください」

私たちの町会は、当地域のふるさと協議会に参画していますが、このふるさと協議会とは、どのような目的を持った組織なのですか。また、町会との関連についても説明してください。

答 「町会の枠を越えた地域コミュニティづくりの中心的な担い手として期待されています」

ふるさと協議会は、昭和55年以降、地域の身近な近隣センターを活動拠点として、ふるさと運動の推進及びコミュニティの育成を目的とする団体として各地域に設立されました。

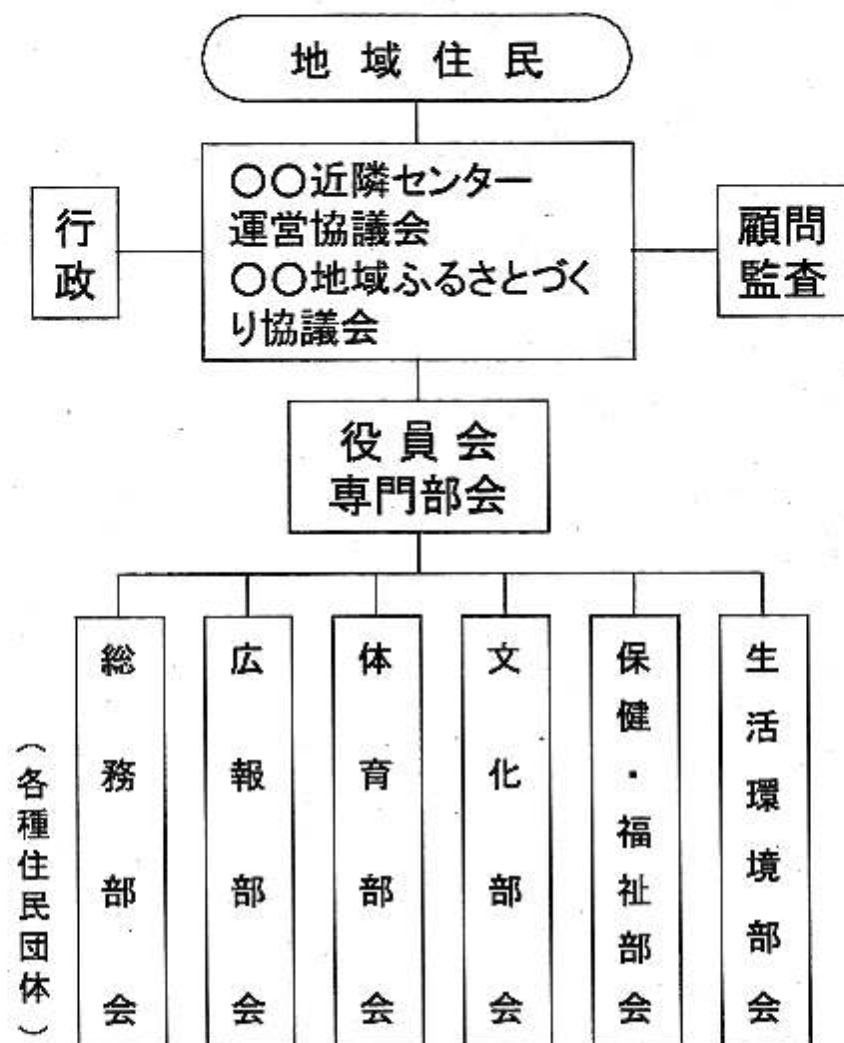
ふるさと協議会は、町会・自治会役員のほか老人会、子供会、制度ボランティアなど多様な構成員からなる組織となっています。

また、協議会は町会等の枠を越えた地域コミュニティづくりの中心的な担い手として、広報誌の発行や夏祭り・文化祭など各種の事業を展開していただいているだけでなく、環境・保健福祉・防災・文化など多岐の分野にわたり、地域住民の交流や行政の各般にわたり協力をいただいている団体です。

なお、合併により沼南地域においてもコミュニティエリアの設定にあわせて、ふるさと協議会を組織化してい

く予定です。

★ふるさと協議会のタイプ代表例

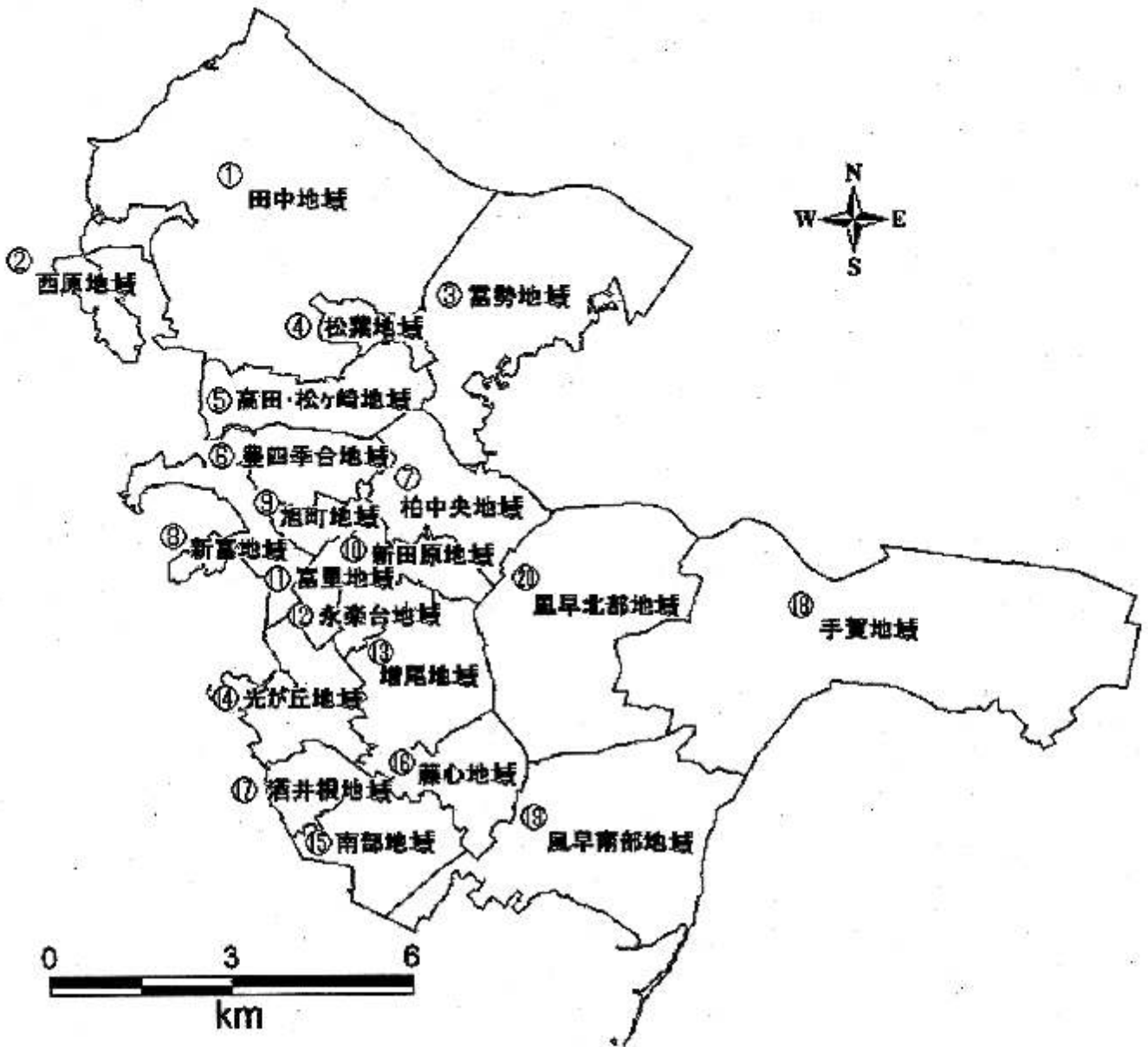


【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL : 7 1 6 7 - 1 1 2 6

■ コミュニティエリア図



エリア番号	地域名	エリア番号	地域名
①	田中地域	⑪	富里地域
②	西原地域	⑫	永楽台地域
③	富勢地域	⑬	増尾地域
④	松葉町地域	⑭	光ヶ丘地域
⑤	高田・松ヶ崎地域	⑮	南部地域
⑥	豊四季台地域	⑯	藤心地域
⑦	柏中央地域	⑰	酒井根地域
⑧	新富地域	⑱	手賀地域
⑨	旭町地域	⑲	風早北部地域
⑩	新田原地域	⑳	風早南部地域

★ふるさと協議会等の地域別一覧

地域名	協議会等名称	コミュニティエリア内の町会・自治会
田中地域	田中地域ふるさと協議会	花野井町会、東花野井団地町会、花山町会、中花崎町会、大室町会、中野台町会、若柴町会、若柴入谷津町会、正連寺町会、小青田町会、柏の葉二丁目町会、東十余二町会、船戸町会、山高野町会、大青田町会、柏ビレジ自治会、柏の葉三丁目町会、柏の葉一丁目自治会、新若柴町会
西原地域	柏市西原地域ふるさと協議会	伊勢原町会、十余二線町町会、新青田町会、萩の台町会、柏市南江戸川台町会、西柏台第二町会、柏市西原第四町会、西原第五町会、西原第六町会、西原町会、西柏台光明町会、柏ハイライズ自治会、柏住宅自治会、シティバラス柏自治会
富勢地域	柏市富勢地域ふるさと協議会	布施新田町会、荒屋敷町会、新屋敷町会、寺山町会、土谷津町会、古谷町会、利根町会、前原町会、三井柏自治会、布施新町柏住宅地自治会、日東住宅自治会、北柏町会、根戸上町会、柏市根戸中町会、根戸下町会、根戸グリーンタウン自治会、高野台町会、ウェルフェアグリーン柏自治会、宿連寺町会、コープ野村北柏自治会、ウィンガーハイム北柏ガーデン自治会、柏市北柏台町会
松葉地域	松葉町地域ふるさとづくり協議会	松葉町一丁目第一町会、松葉町二丁目町会、松葉三丁目町会、松葉町四丁目第二町会、松葉町五丁目第一自治会、松葉町五丁目町会、松葉町六丁目町会、松葉町七丁目町会、松葉町一丁目第一自治会、松葉町四丁目第一町会、松葉町五丁目第三町会、グランヴィル松葉自治会、北柏ライフタウン松葉町一丁目第二団地管理組合、北柏ライフタウン松葉町一丁目第三団地管理組合、北柏ライフタウン松葉町五丁目第二町会、コープタウン北柏自治会、北柏ライフタウン住宅、エステコート北柏自治会
高田・松ヶ崎地域	柏市高田ふるさと協議会	高田町会、梅林町会、松ヶ崎町会、香取台町会、松ヶ丘町会、熊野台町会、寿町会、めじろ台町会、クレスト柏自治会、オーベル柏自治会、ミックスガーデン自治会
豊四季台地域	柏市豊四季台地域ふるさと協議会	豊四季台団地自治会、サルビア会、ハツ原町会、かやの町会、柏市西町町会、柏市明原町会、あけほの町会、桃山町会、千代田橋町会、練籠田町会、四季原町会、今泉台町会、メイツ柏自治会
柏中央地域	柏市柏中央地域ふるさと協議会	戸張町会、羽黒台町会、東台町会、宮前町会、柏グリーンハイツ自治会、呼家町会、下町会、葉山町会、幸町町会、仲町会、元町町会、柏上一丁目町会、柏上二丁目町会、柏上三丁目町会、桜台町会、東町会、東一丁目町会、東一丁目第二町会、エステコート荒江山自治会、ガーデンヒルズ自治会、ソフィア柏町会、デュオガーデン柏見晴らしの丘自治会
新富地域	柏市新富地域ふるさと協議会	新富町町会、つばめ自治会、富士見町町会、豊四季町会、南柏町会、南柏第一住宅自治会、吉野町会、柏市豊上町々会、ベルシェ柏自治会
旭町地域	柏市旭町地域ふるさと協議会	旭町町会、旭町七・八丁目町会、気象大学校智明寮町会、JR向原自治会、柏市向原町会、三区二丁目町会、末広町会、小柳町町会
新田原地域	柏市新田原地域ふるさと協議会	栗柏町会、刈込町会、東二丁目町会、東三丁目町会、弥生町町会、八幡町町会、八幡ハイツ自治会、関場町会、あかね町町会、柏ハイム自治会、大塚町会、千代田町会
富里地域	柏市富里地域ふるさと協議会	富里町会、栄町町会、通一丁目町会、泉町町会、緑ヶ丘町会、豊町東町会、柏中央住宅柏会、柏中央住宅自治会白ゆり会、豊町西町会
永楽台地域	柏市永楽台地域ふるさと協議会	永楽台町会、亀甲台町会、新あかね町会、柏市常盤台町会、柏市ひばりが丘町会、日立台町会、東豊住町会
増尾地域	柏市増尾地域ふるさと協議会	増尾町会、増尾東映自治会、増尾東映第二自治会、第一住宅増尾団地自治会、木戸前町会、あざみ町会、白鷺町会、名戸ヶ谷町会、加賀町会、松野台自治会、南ヶ丘自治会、東武なかはら団地自治会、新柏二丁目第一自治会、新柏三丁目第一自治会、新柏二丁目第二自治会、カーサデコルサ新柏自治会、サンパセオ新柏自治会、新柏住宅自治会、サンパセオ新柏アネックス管理組合

(次ページへ続く)

地域名	協議会等名称	コミュニティエリア内の町会・自治会
光ヶ丘地域	柏市光ヶ丘地域ふるさと協議会	光ヶ丘東部町会、光ヶ丘中部町会、光ヶ丘団地自治会、廣池町会、東山町会、柏市中新宿町会、東中新宿町会、グリーンハウス南柏自治会、柏市つくしが丘町会、中原町会、柏中原県営住宅自治会、豊住町会、今谷南町会、今谷上町町会、豊原町会、光ヶ丘第2エステート町会、ホームタウン増尾住宅管理組合
南部地域	南部地域ふるさと協議会	南増尾町会、桜ヶ丘町会、新栄町町会、逆井町会、小新山町会、三俣町会、逆井南町会、柏市南部町会、松の井町会、柏南町会、南逆井協栄町会、野沢町会、逆井仲町町会、向山町会、新並木町会、ビューパレー南柏自治会、逆井団地管理組合、柏ファミリーハイツ増尾自治会、ライオンズステージ常盤平自治会、フェアフィールド常盤平町会
藤心地域	藤心地域ふるさと協議会	柏ケンハイツ自治会、藤心第一町会、藤心第二町会、藤心第三町会、藤心グリーン団地町会、藤心葉貫台町会、サンライフ柏台町会、柏築園町会、三愛町会、逆井町会、逆井北町会、逆井藤ノ台町会、ガーデンコート柏自治会、ファミリーハイツ逆井自治会
酒井根地域	柏市酒井根地域ふるさと協議会	酒井根町会、酒井根東町会、西山町会、酒井根四季美自治会、モアステージ柏自治会、わらびヶ丘町会
風早南部地域	柏市風早南部地域ふるさと協議会	藤ヶ谷区、藤ヶ谷新田区、高柳区、中ノ牧自治会、しいの木台区、自衛隊
手賀地域	柏市手賀地域ふるさと協議会	布瀬区、手賀区、片山区、柳戸区、泉区、金山区、若白毛区、鷺野谷区、岩井区
風早北部地域		箕輪区、五條谷区、大井区、大津ヶ丘二丁目町会、大津ヶ丘一丁目町会、大津ヶ丘三丁目町会、大津ヶ丘四丁目町会、大津ヶ丘サンパワ（A棟～C棟）、大島田区、塚崎区、大津ヶ丘第一住宅管理組合（大津ヶ丘3-1組合）、大津ヶ丘第二住宅管理組合、大津ヶ丘第三住宅管理組合、大津ヶ丘第四住宅管理組合、大津ヶ丘第五住宅管理組合、グランシティ大津ヶ丘団地管理組合、プロムナード大津ヶ丘団地管理組合、大津ヶ丘中央1978会、手賀の杜自治会

※各協議会の名称等は、平成18年5月現在のものです。

問10 「町会の年間行事や活動には、どのよ
うなものがあるのでしょうか」

町会の活動は、とても多岐にわたっていますが、実際にはどのような行事や活動があるのでしょうか。

答 「ある町会の年間活動記録は、次のよ
うになっています」

【町会活動記録：例】

4月	5月
<ul style="list-style-type: none"> ・町会役員会 ・行政連絡業務交付金の交付申請 ・防犯灯等維持費補助金の交付申請 ・資源回収運動報償金 ・町会クリーンデー ・町会定期総会 ・ふるさと協議会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミゼロ運動 ・健康づくり講座 ・町会役員会 ・老人会定例会 ・ふるさと協議会役員会 ・地区社協役員会 ・部監査 ・防犯交通安全組合本 ・地区青少年協役員会
6月	7月
<ul style="list-style-type: none"> ・地区青少年協総会 ・町会加入説明会 ・新築マンションへの ・町会、自治会長会議 ・夏祭り実行委員会 ・健康づくりウォーキング講習会 ・簡易保険会議 ・老人会研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供会テニス大会 ・金の交付申請 ・掲示板等設置費補助 ・町会クリーンデー ・ふるさと協議会研修会 ・夏祭り・花火大会 ・夏祭り実行委員会 ・子供会総会 ・町会役員会 ・班長会議

8月	9月	10月
<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り反省会 ・町会役員会 ・自主防災組織定例会 ・ふるさとセンター大掃除 ・グラウンドゴルフ大会 ・地区社協役員会 ・婦人会研修会 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 ・町会役員会 ・老人会、小中学校交流会 ・運動会実行委員会 ・班長会議 ・ふるさと協議会役員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい運動会 ・町会役員会 ・上半期決算監査

11月	12月
<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭実行委員会 ・町会クリーンデー ・資源回収運動報償金の交付申請 ・町会役員会 ・班長会議 ・ふるさと協議会役員会 ・老人会定例会 ・地区青少年協議役員会 ・文化祭 ・グ大会 ・地区社協ウォーキング ・近隣センター祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ・年末パトロール ・子供会おしるこ大会 ・町会役員会 ・地区青少年協星空観察会

1月	2月	3月
<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさとセンター大掃除 ・歳末たすけあい募金 ・町会役員会 ・班長会議 ・町会新年会 ・子供会もちつき大会 ・町会クリーンデー 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会役員会 ・老人会定例会 	<ul style="list-style-type: none"> ・町会広報発行 ・地区青少年協議役員会 ・自主防災組織研修会 ・班長会議 ・町会役員会 ・ふるさと協議会役員会 ・地区社協役員会 ・老人会定例会

※実際の町会活動は、この他にも様々なものがあります。
 また、市役所との連絡調整や行政連絡資料の配布、町会員の相談受付など、会長や役員さんの活動も多岐にわたっているようです。

問11 「町会員の個人情報の取り扱いに、どのような注意が必要ですか」

私どもの町会は、会員相互の連絡用として、毎年会員の住所、氏名、電話番号、勤務先等を記載した会員名簿を作成し会員に配布しています。町会員の個人情報の取り扱いについて、どのような注意を必要としますか。

答 「町会の会員名簿を作成するために、個人情報を利用し、町会の各会員に配布することを会員に周知して、会員の同意を得ておくことがよいでしょう」

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）は、個人情報の保護に関する基本的な事項と、個人情報を取り扱う事業者の義務を定めています。

個人情報保護法では、5千人を超える個人情報を業務に利用している者を「個人情報取扱事業者」と位置づけ、次のような義務が設けられています。

- ① あらかじめ利用目的をできる限り特定、利用目的の達成に必要な範囲内だけで取り扱う。
- ② 適正方法で取得、取得時に利用目的を通知・公表する。
- ③ 正確・最新の内容に保つよう努め、安全管理措置を講じ、従業者・委託先を監督する。
- ④ 本人の同意なく、第三者に個人情報を提供しない。
- ⑤ 利用目的を本人の知り得る状態に置き、本人の求めに

応じて開示・訂正・利用停止を行う。

⑥苦情があったときは、適切な処理に努める。

◎町会としての対応

通常、町会は5千人を超える個人情報保有していることはないと思われますので、個人情報取扱事業者には該当せず、個人情報の取り扱いに関する義務付けは適用されないものと考えます。しかし、個人情報は適正な取り扱いが求められるものですので、上記の①～⑥の事項に留意して、町会の業務を行うことが適当だと考えます。

◎会員名簿作成上の留意点

- ①会員の方とのトラブル防止のために、「会員名簿を作るため」に個人情報を利用し、「町会の各会員に配布する」ことを会員に周知し、同意を得ておくことが適当だと考えます。
- ②会員名簿に記載する事項は、住所、氏名、電話番号だけでよいのか、勤務先等の事項も必要なのかは十分に検討する。町会事務局として把握しておくことが必要な場合もあると考えられますが、会員相互の連絡のための配布用の名簿ならば、住所、氏名、電話番号だけで十分な場合もあると考えられます。
- ③名簿への記載を希望しない方は、個別に町会事務局に連絡してもらうようにすればよいと考えます。
- ④既に町会が保有している個人情報を利用し、会員名簿を作成する場合は、町会だよりや連絡文書で会員に周知し、名簿への記載を希望しない方は、個別に町会事務局に連絡してもらうようにすればよいと考えます。
- ⑤名簿を会員以外の第三者（業者等）に提供することが予想される場合は、第三者へ提供する必要があることを事前に会員に周知し、同意を得ておく必要があります。
- ⑥会員名簿自体に「会員相互の連絡の用途以外には使用しないでください」という注意書きを加えることは、

会員の方の個人情報の保護に有効です。

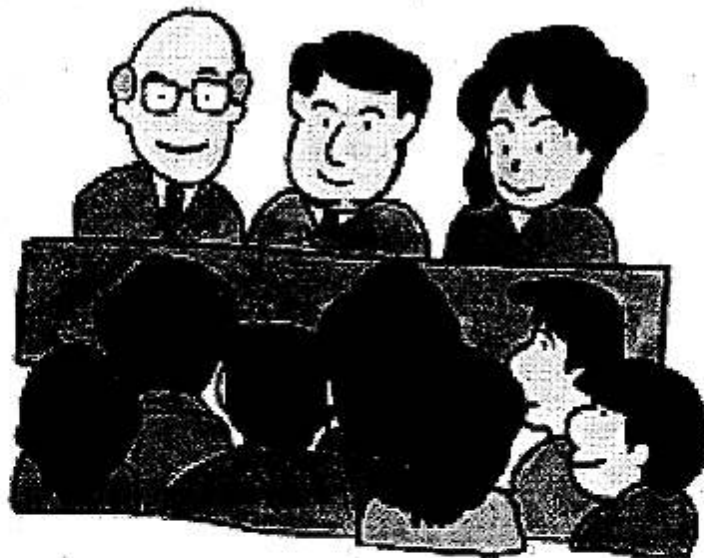
※柏市の個人情報保護条例は、市の機関（市長部局・教育委員会等）や市職員を対象としたもので、市民団体・個人または民間事業者に対して義務付けを行うものでないので、町会・自治会等への影響はありません。

【問い合わせ先】

◎情報政策課 TEL：7167-1153

総務・会計担当 役員編

〇〇自治会
総会



問12 「町会の総会で近隣センターを利用したいのですが」

町会の総会で近隣センターを利用したいのですが、申し込みはどのようにすれば良いのでしょうか。

答 「事前に近隣センターの窓口で申請をしてください」

コミュニティ活動の拠点施設として設置された近隣センターを利用するに当たり、町会は、地域に貢献する「地域優先団体」として位置付けられています。

御利用される場合は、地域の近隣センターの窓口申請してください。申請は、利用日の6カ月前の初日から受け付けています。使用料は、無料となります。

なお、この優先的な御利用は、町会の主催する総会や定例会を開催する場合に限りますので御注意ください。趣味的な活動や懇親会などの場合は、使用料が有料となり、利用申し込みも1ヶ月前からとなります。

また、町会の集会所（ふるさとセンター）がある場合は、極力当該施設を御使用ください。

近隣センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとなっています。また、休館日は、第1・3月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）です。

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126

問13 「夏まつりで公園を使用したいのですが」

町会の夏まつりで公園を使用したいのですが、どのようにすれば良いのでしょうか。

また、公園の樹木に害虫が発生しているのですが、市で駆除をしてもらえるのでしょうか。

答 「町会の行事で公園を使用される場合は、事前に所定の申請書を提出してください」

公園の中でやぐらを組んだり、テントを設置する夏まつりや自主防災組織などによる防災訓練を行う場合は、事前に所定の公園使用の申請書を提出してください。

また、公園の薬剤散布による害虫駆除は原則として行いませんが、周辺環境に配慮した上で行う場合もありますので、発見された場合は早めに御連絡ください。

【問い合わせ先】

◎公園管理室

TEL : 7 1 6 7 - 1 3 0 9

問14 「町会の予算は、どのように作った
ら良いのでしょうか」

町会の予算を作成する場合の注意点などがあれば参考
にしたいのですが。

答 「予算の一例を掲載しますので、参考
にしてください」

予算は、町会の年間事業計画を示すものであり、決算
は、金額の用途を明らかにするものでありますが、各々
の町会で独自に作成されていますので、特にルールなど
はありません。

なお、予算を編成する場合、通常はひとつの会計だけ
で運営されていますが、町会の実例を見ますと、例外と
して特に多額の費用を要するもの（ふるさとセンターの
建設、自主防災組織会計など）につきましては、特別会
計とされることもあるようです。

参考までに、町会の予算書の代表的な事例（300世
帯）を次ページに掲載しましたので御覧ください。

平成18年度〇〇町会収支予算書

【収入の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	積算根拠	
会 費	1,080,000	1,008,000	300世帯×300円×12ヶ月	
交付金	行政連絡業務 交付金	116,500	110,000	均等割(17,500円) 世帯割(300世帯×330円=99,000円)
	資源回収報償金	270,000	240,000	90,000kg×3円
補助金	自主防災組織補助金	30,000	30,000	一律30,000円
	防犯灯設置費 補助金	163,000	150,000	既存(50灯×2,600円) 新設(1灯×33,000円)
	掲示板補助金	40,000	40,000	新設(1基×40,000円)
集会所使用料	30,000	30,000	200円×150件	
寄 付 金	10,000	10,000		
雑 収 入	10,000	10,000	預金利息, その他	
前年度繰越金	63,500	60,000	前年度よりの繰越金	
合 計	1,813,000	1,688,000		

【支出の部】

(単位：円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	積算根拠	
事 務	事 務 費	60,000	50,000	総会資料作成, 役員会資料作成, 班長会資料作成等
	会 議 費	70,000	70,000	総会・役員会の湯茶代等
	消 耗 品 費	60,000	60,000	コピー用紙, 文具その他事務用品, 清掃用具代等
	交 通 費	20,000	20,000	役員視察等
	水 道 光 熱 費	36,000	36,000	集会所の電気水道代(3,000円×12ヶ月)
	通 信 費	36,000	36,000	集会所の電話代, ファックス代(3,000円×12ヶ月)
	渉 外 費	50,000	50,000	他町会・自治会や協力団体との渉外費
補 助	子 供 会	50,000	50,000	子供会助成金
	老 人 会	40,000	40,000	老人会助成金
	婦 人 会	30,000	30,000	婦人会助成金
	地 域 団 体 助 成 金	40,000	40,000	〇〇野球チーム(20,000円) 〇△サッカーチーム(20,000円)
防 犯	青 少 協	15,000	14,000	300世帯×50円
	消防団後援会費	75,000	70,000	300世帯×250円
	防犯灯維持費	193,000	170,000	防犯灯電気代(9,500円×12ヶ月), 防犯灯設置費等
福 祉	自主防災組織	220,000	170,000	備蓄物資購入代, 防災訓練時諸費用等
	祝 儀 金	20,000	20,000	5,000円×4人
	弔 意 見 舞 金	20,000	20,000	5,000円×4人
	社会福祉協議会	60,000	56,000	300世帯×200円
そ の 他	共 同 募 金 費	55,000	55,000	日赤(25,000円), 歳末・赤い羽根(各15,000円)
	広 報 費	150,000	150,000	広報紙の印刷, 写真代, 取材費, 掲示板設置等
	行 事 費	200,000	180,000	運動会, もちつき大会, 敬老会等
	夏祭り助成金	100,000	100,000	夏祭り実行委員会への助成
	修 繕 料	170,000	150,000	集会所の修繕費
	保 険 料	20,000	20,000	集会所火災保険
予 備 費	23,000	31,000		
合 計	1,813,000	1,688,000		

問15 「町会への交付金や補助金制度には、

どのようなものがありますか」

柏市には、町会が受けられる交付金や補助金などの制度がいくつかあると聞きました。

町会に対する市のこれらの制度には、どのようなものがあるのでしょうか。簡単に説明してください。

答 「町会に対して次のような交付金，補助事業などを行っています」

市では、町会の地域活動を助け、より一層のパートナーシップを築くために、次のような補助金などの制度を設けています。

なお、それぞれの制度については、（ ）内のページに詳しく解説しています。

《交付金制度》

- ◎行政連絡業務交付金 ⇒ (15ページ)
- ◎資源回収運動報償金 ⇒ (65ページ)

《補助金制度》

- ◎掲示板設置費補助金 ⇒ (39ページ)
- ◎ふるさとセンター整備事業補助金 ⇒ (40ページ)
- ◎自主防災組織設立補助金 ⇒ (48ページ)
- ◎自主防災組織運営補助金 ⇒ (〃)
- ◎防犯灯設置費補助金 ⇒ (59ページ)
- ◎防犯灯等維持費補助金 ⇒ (〃)

問16 「掲示板を設置する場合の補助金について説明してください」

町会の区域内に、広報のための掲示板を新たに設置したいと考えています。市の補助制度について説明してください。

答 「掲示板設置費補助金について御説明します」

市では、町会が広報のための掲示板を設置する場合に、補助金を下記に記載のとおり交付しています。

申請する場合は、発注する前に御相談ください。

また、掲示板の補修費については、その費用が比較的低額でもあるため、補助の対象外としています。しかし、老朽化したものを建て替える場合には、補助の対象となります。（撤去・処分料は、補助対象から除きます。）

なお、「柏市社会福祉協議会」の表示のある掲示板を撤去する場合は、社会福祉協議会まで御連絡ください。

★補助額の積算

1基当たりの設置費×1/2（限度額40,000円）

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課 TEL：7167-1126

◎社会福祉協議会地域福祉課
TEL：7163-9001

問17 「町会の集会施設を建築する場合、補助金があると聞いたのですが」

私たちの町会では、町会の集会施設を建築したいと考えています。このような場合に市の補助制度があるとのことですが、具体的に説明してください。

答 「ふるさとセンター整備事業補助金について御説明します」

市では、地域のコミュニティ活動を育成することを目的に集会施設（ふるさとセンター）の建築などに対して補助金を交付しています。

補助金の交付にあたっては、いくつかの条件や御注意いただきたいことがあります。ふるさとセンターの建築などの計画がある場合は、市民活動推進課まで御連絡ください。

★ふるさとセンター建設等への補助額

対象項目	補助割合	最高限度額
新築（建替え）事業	事業費の10分の8以内	2,000万円
建築用地取得事業	事業費の10分の8以内	3,000万円
増改築事業	事業費の2分の1以内	500万円
冷暖房工事	事業費の2分の1以内	50万円
バリアフリー化工事	事業費の2分の1以内	30万円
既存施設維持修繕事業	事業費の30万円を超える部分の2分の1以内	100万円

★建築面積・建築単価の上限

補助区分	世帯数	建築延床面積	用地面積
面積	500未満	125㎡まで	175㎡まで
	1000未満	150㎡まで	200㎡まで
	1000以上	200㎡まで	250㎡まで
建築単価	建築面積		㎡単価の上限
	125㎡まで		15万円まで
	125㎡を超えた部分		12万円まで

※計画をたてる前に次のことに御注意ください。

- ◎いずれの事業も市の交付決定を受けてから着手してください。
- 事業着手・完了後の補助金申請は一切受け付けません。
- ◎町会の世帯規模にかかわらず、建築延床面積は200㎡までです。
- ◎建築は、都市計画法及び建築基準法を遵守してください。また、千葉県福祉のまちづくり条例に適合した建物としてください。
- ◎柏市の補助を受けて建築した既存施設を建て替える場合は、建築後20年を経過していなければ、補助金の対象となりません。
- ◎この補助金の交付を受けて不動産を取得する場合は、町会を地縁法人化（⇒40ページ参照）し、町会名義での登記をすることが条件となります。
- ◎複数町会の連合で建築することもできます。その場合の補助対象面積は、各町会の世帯数の合計を基準とします。

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126

問18 「地縁法人（町会等の法人化）とは、

どのような制度ですか」

町会を法人化するということは、どのようなことなのでしょう。また、町会を法人化すると、どのようなメリットがあるのでしょうか。

答 「町会が法人化されると、町会名での財産保有（登記）ができます」

従来、町会は、PTAや青年団などと同じく法的には「権利能力なき社団」と位置付けられ、団体名義では不動産登記などができませんでした。

このため、町会が不動産などの資産を保有する場合、これまでは、会長名義などでの登記を行っていました。

ところが、こうした個人名義の登記は、名義人が転居や死亡などにより町会の構成員でなくなった場合に、名義の変更や相続などの問題を生じることもありました。

こうした問題に対処するために、平成3年に地方自治法が改正され、町会も一定の手続きのもとに、市町村長の認可を受けて「地縁による団体」として法人格を取得できることになりました。

市長の認可を得るための要件には、次のようなポイントがありますが、認可の前提として、現に町会が不動産などに関する権利を保有しているか、保有する予定があるということが条件となります。

なお、「ふるさとセンター整備事業補助金」の交付を受けて不動産を取得する場合は、この地縁法人化が要件となります。

★認可の要件

《活動》

その区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理など良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし，現にその活動を行っていることと認められること。

《区域》

その区域が，住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

《構成員》

その区域に住所を有するすべての個人は，構成員となることができ，その相当数の住民が現に構成員となっていること。

《規約》

規約を定めていること。この規約には，「目的」，「名称」，「区域」，「事務所の所在地」，「構成員の資格に関する事項」，「代表者に関する事項」，「会議に関する事項」，「資産に関する事項」が定められていること。

町会を法人化する計画がある場合には，市民活動推進課まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126

問19 「市民活動災害補償保険とは、どのようなものですか」

柏市には、「市民活動災害補償保険」という制度があるようですが、どのようなものか説明してください。

例えば、町会の一斉清掃でケガをした場合などは対象となるのでしょうか。

答 「町会活動中の事故も対象となる保険です」

市民活動災害補償保険とは、市民団体の市民活動中に起きた事故に対し、市が保険料を負担し、補償をするものです。当然、この市民団体には、町会も含まれており、防犯、防災、防火、交通安全、清掃、まつり、募金などの活動が対象となります。

万一、事故が発生したときは、すみやかに所定の事故報告書を市に提出してください。

★保険の対象となる活動

《地域社会活動》

ふるさとづくり協議会や町会などの行う、防犯・防災・防火・交通安全・清掃・まつり・募金などの活動

《青少年健全育成活動》

子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年育成活動、非行防止パトロールなどの活動

《社会福祉奉仕活動》

福祉施設援護活動、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳などの活動

★保険の対象とならない事故・活動

- ・町会所有財産（防犯灯，掲示板，集会所等）の破損による傷害
- ・学校教育又は職域での活動
- ・宗教，政治又は営利を目的とした活動
- ・地震などによる傷害
- ・施設の欠陥による傷害
- ・けんかや自殺，犯罪行為による傷害
- ・山岳登山，その他危険なスポーツによる傷害

★補償の内容

《傷害保険》…市民活動中に怪我をした場合など

死亡	200万円
後遺障害	200万円～6万円
入院	1日 3,000円
通院	1日 2,000円

《損害賠償責任保険》

…指導者等の過失による市民活動中の事故で賠償責任を問われた場合

身体賠償	限度額	1名	6,000万円
		1事故	2億円
財物賠償	限度額	1事故	100万円
受託品賠償	限度額	1事故	100万円

※免責額 1万円

【問い合わせ先】

◎市民活動推進課

TEL：7167-1126

防災・安全担当 役員編



問20 「自主防災組織について説明してください」

私たちの町会でも自主防災組織の設置を検討したいと考えています。町会員に分かりやすい説明を行いたいのので、自主防災組織の概要を説明してください。
また、市の支援制度はどのようなになっていますか。

答 「自主防災組織は、災害発生時の被害を最小限に食い止める重要な役割を担っています」

市では、大規模な災害を想定した予防対策、応急対策、復旧対策などに係る計画を策定しています。

阪神・淡路大震災のような大地震が発生すると、同時多発的な火災の発生や家屋の倒壊、道路の損壊などの大規模な被害が予想されます。このような災害が発生しますと、市や消防などの応急活動には、限界が生じるものと思われれます。

自主防災組織は、地域の皆さん方の自発的な助け合いの精神に基づく組織であり、災害が発生した時に地域の方が力を合わせて組織的に活動し、被害を最小限に食い止めるといっても重要な役割を担うものです。

この自主防災組織において、いざという時のために初期消火、救出救護、避難誘導などの訓練を重ねておくことで二次的な被害を少しでも軽減することができるものと考えています。

現在では、市内にある273町会の内、6割を超える

町会で自主防災組織が設立されており、活発な活動を展開しています。（平成18年3月末現在、174団体）

自主防災組織の日頃の活動については、「自主防災組織災害行動マニュアル」がありますので、ぜひ、御活用ください。各種訓練の実施につきましても、御希望に応じて消防署との連携を図りながら行っていきます。

また、自主防災組織に対する市の支援制度には、「自主防災組織設立補助金」と「自主防災組織運営補助金」があります。

なお、運営補助金の交付申請などにつきましては、毎年3月頃に文書でお知らせをいたします。

● 設立補助金

100世帯まで 基本額100,000円以内

100世帯超 基本額+世帯数(100世帯除く)×100円

● 運営補助金

30,000円（年1回）

【問い合わせ先】

◎防災安全課

TEL：7167-1115



問21 「災害発生時の避難場所は、どこになるのでしょうか」

大規模な災害が発生した場合や発生する恐れがある場合の避難場所は、どこになるのでしょうか。

答 「避難場所は、次の一覧表のとおりです」

地震などの大規模な災害が発生したときなどの避難場所には、「指定避難場所」と「広域避難場所」があります。

市内には、指定避難場所が111カ所と広域避難場所が4カ所あります。

《指定避難場所》

柏第一小学校	増尾西小学校	土中学校
柏第二小学校	土南部小学校	南部中学校
柏第三小学校	逆井小学校	逆井中学校
柏第四小学校	藤心小学校	中原中学校
柏第五小学校	富勢小学校	富勢中学校
柏第六小学校	富勢東小学校	田中中学校
柏第七小学校	富勢西小学校	西原中学校
柏第八小学校	田中小学校	光ヶ丘中学校
豊小学校	田中北小学校	酒井根中学校
旭小学校	十余二小学校	松葉中学校
旭東小学校	花野井小学校	豊四季中学校

高田小学校	西原小学校	柏市立柏高校
名戸ヶ谷小学校	松葉第一小学校	県立東葛飾高校
光ヶ丘小学校	松葉第二小学校	県立柏高校
酒井根小学校	柏中学校	県立柏西高校
酒井根東小学校	柏第二中学校	県立柏南高校
酒井根西小学校	柏第三中学校	県立柏陵高校
中原小学校	柏第四中学校	県立柏北高校
土小学校	柏第五中学校	県立柏中央高校
柏日体高校	中十余二第二公園	柏公園
芝浦工業大学柏中学高等学校	あけぼの山公園	文京区立柏学園
流通経済大学付属柏高校	柏市総合運動場	文京区立柏総合運動場
柏市青少年センター	北柏第二公園	廣池学園
中十余二第一公園	柏西口第一公園	南部公園
布施第二公園	北柏第三公園	永楽台近隣公園
松葉第一近隣公園	松葉第二近隣公園	柏ピレシ近隣公園
名戸ヶ谷第五公園	松ヶ崎中央公園	柏ふるさと公園
並木第二公園	北柏ふるさと公園	戸張地区公園
北部緑地	豊四季庚塚緑地	酒井根下田の森緑地
大堀川防災レクリエーション公園	気象大学校	関場町ゲートボール場
手賀東小学校	手賀西小学校	風早北部小学校
風早南部小学校	大津ヶ丘第一小学校	大津ヶ丘第二小学校
高柳小学校	高柳西小学校	手賀中学校
大津ヶ丘中学校	風早中学校	高柳中学校
県立沼南高校	県立沼南高柳高校	沼南支所庁舎
高柳近隣センター	沼南公民館	沼南体育館
藤ヶ谷区民会館	高柳区民会館	泉青年館

《広域避難場所》

廣池学園	日立柏総合グラウンド	県立柏の葉公園
中原ふれあい防災公園		

※災害が発生したときは、まず身近で安全に避難しやすい場所に避難してください。

また、御家庭では、安全に避難できる経路の確認や、
家族が落ち合う避難場所を決めておくことも重要です。

【問い合わせ先】

◎ 防災安全課 TEL : 7 1 6 7 - 1 1 1 5

問22 「消防団の活動について説明してください」

消防団とは、どのような組織なのでしょう。また、どのような活動をしているのでしょうか。

答 「消防団は、地域住民により組織され、教育訓練を受けて災害時に消防活動を行います」

消防団は、自らの手で災害から郷土を守ろうとする「郷土愛護」の精神に基づき、住民有志によって組織された地域に最も身近な防災機関として、災害（火災・水害・震災）に対し活動を展開する機関です。

消防団員は、日常は各自の職業に従事しながら、非常時には、そのつど召集され、消防署と連携をして消火活動などを行う非常勤の地方公務員です。

平成7年1月の阪神・淡路大震災時には、地域に密着した消防団の活躍が注目され、その必要性が再認識されたところです。

消防団の活動には、次のようなものがあります。

【消火活動】

火災が発生したことをサイレンなどで知ると、消防団器具置場に急行、消防車に乗り込み火災現場へ出動し、消防署と協力して消火活動を行います。

【風水害活動】

台風，暴風，豪雨，洪水といった風水害が起こった場合には，水防団員として，地域の水による被害を警戒・防御して被害を最小限に抑えます。

【警戒活動】

地域のまつりや花火大会時の火災警戒，交通整理などを実施しています。

また，火災発生多発期（12月～2月）には，夜間特別警戒を実施しています。

【大規模災害時の活動】

消火活動と並行して負傷者の応急手当，倒壊家屋の下敷きになった被災者の検索・救助活動を行います。

《消防団の組織体制》

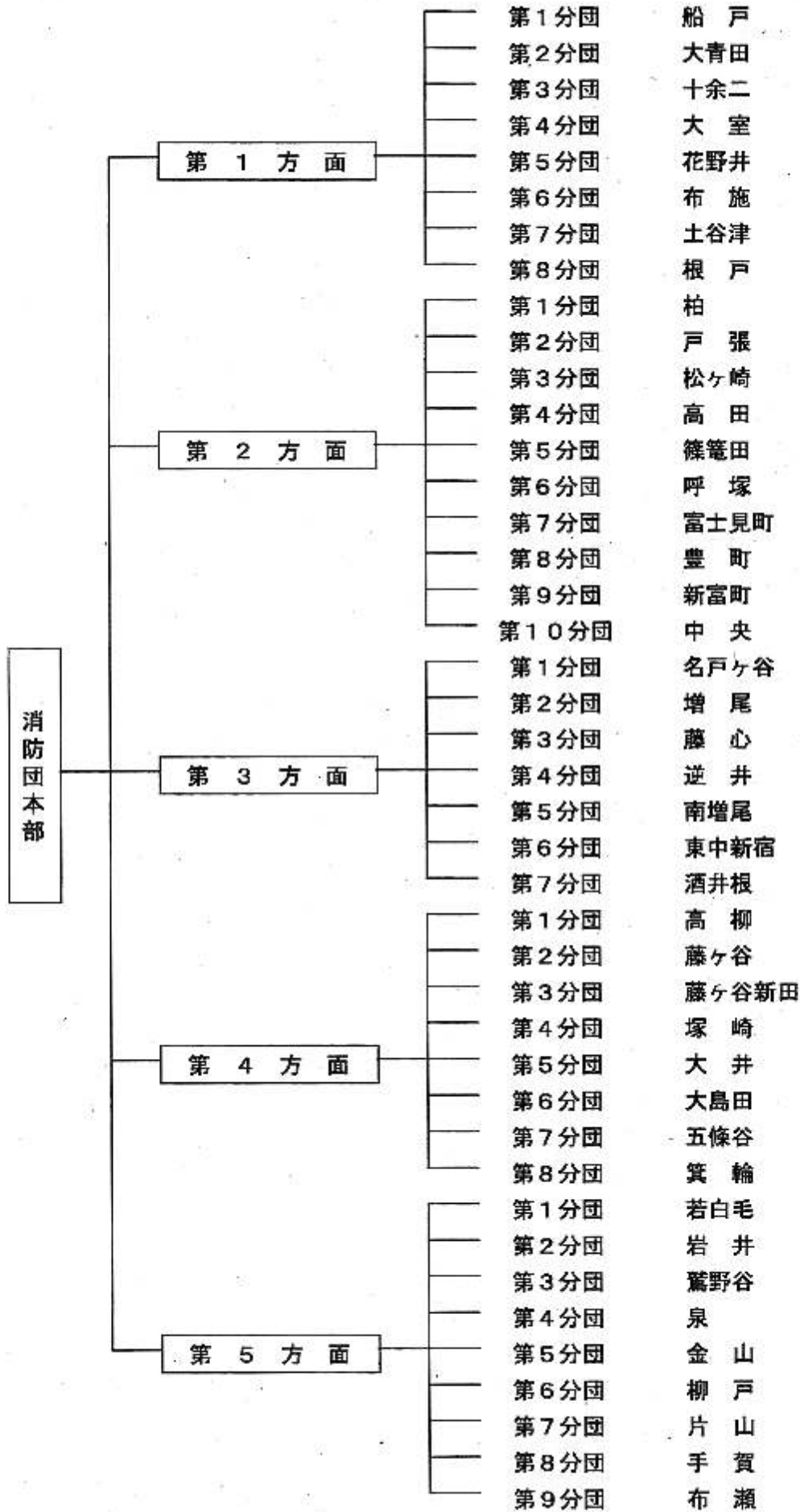
◎消防団は，市長が管理しており，その組織は5方面、42分団からなっています。

（組織の詳細は次ページに記載）

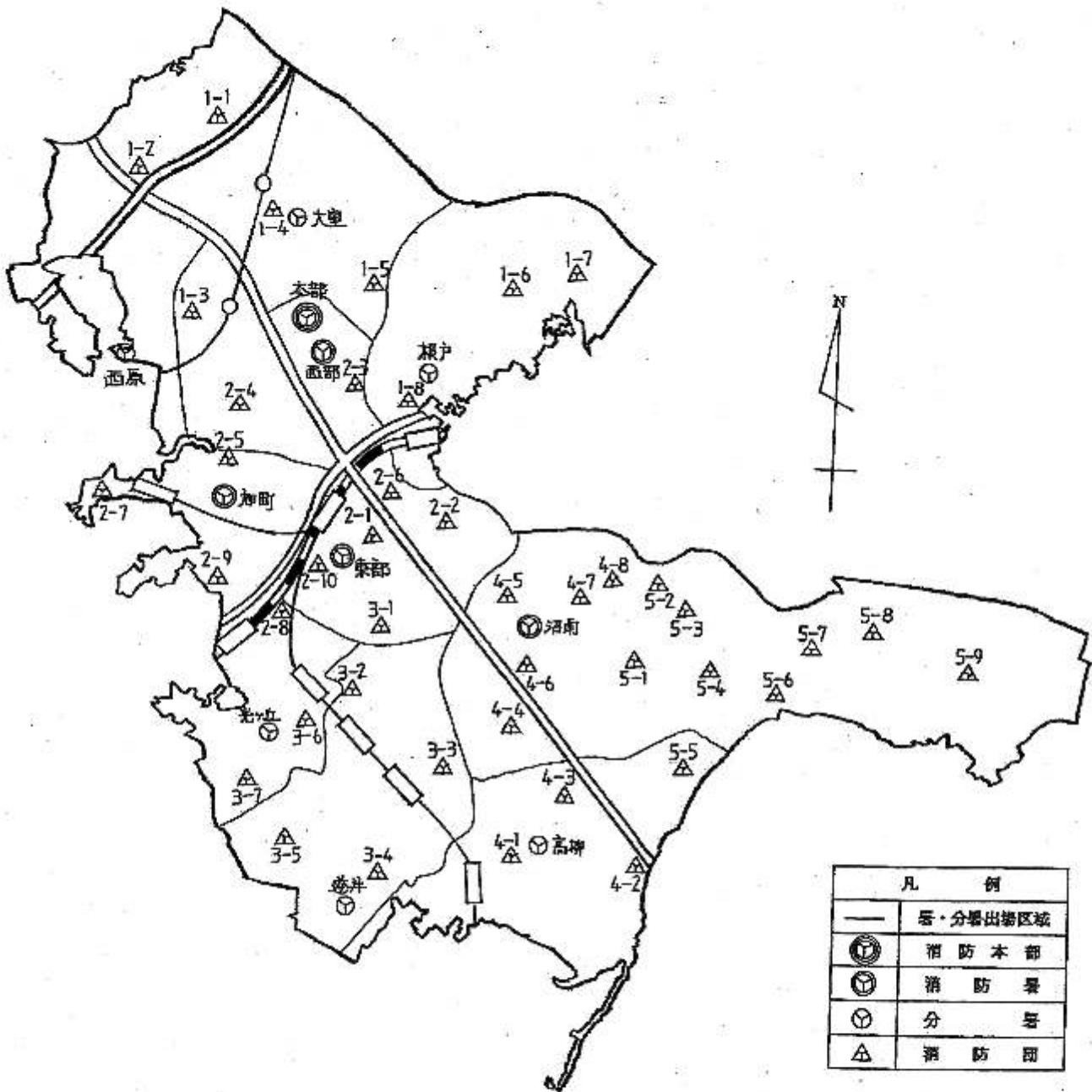
【問い合わせ先】

◎消防本部 総務課 TEL：7133-0115

《消防団の組織》



《消防機関の配置状況》



問23 「防犯交通安全組合について説明してください」

柏市防犯交通安全組合という組織がありますが、どのような活動をしているのか説明してください。

答 「市民生活の安全を保つための活動を行っています」

犯罪の防止や交通災害の予防を図り、社会環境の浄化を推進することを目的として組織されているのが、「柏市防犯交通安全組合」です。

柏市防犯交通安全組合には、その活動を促進するために、21地区に支部が設けられ、各支部において活動を展開しています。

活動内容としては、各種防犯キャンペーン・防犯パトロールへの参加、防犯に関する知識習得を図るための研修会、座談会への参加などがあります。

なお、柏市防犯交通安全組合の支部については、平成16年度まで交番管轄により支部を区分けしていましたが、平成17年度からコミュニティエリアを基本に旧沼南町地区への新設を踏まえ支部編成を変更しました。

【問い合わせ先】

◎防災安全課

TEL：7167-1115

警察署・交番一覽

	施設名	所在	電話番号
	柏警察署	松ヶ崎 722-1	7148-0110
1	旭町交番	旭町 3-2-2	7145-1239
2	大津ヶ丘交番	大津ヶ丘 2-27-1	7192-1792
3	柏駅前交番	柏 1-1-22	7164-5033
4	北柏駅前交番	北柏 1-17	7167-9766
5	新柏交番	新柏 1-16-16	7167-3441
6	高田原交番	十余二 175-44	7131-6075
7	高柳交番	高柳 1482-1	7191-6550
8	豊四季駅前交番	豊四季 159	7143-9008
9	花野井交番	花野井 765-139	7132-6312
10	光ヶ丘交番	光ヶ丘団地 1768-5	7172-8335
11	増尾駅前交番	加賀 3-24-5	7173-6231
12	松葉町交番	松葉町 4-1-4	7131-1511
13	緑ヶ丘交番	千代田 2-13	7164-9066
14	南柏駅前交番	南柏 1-1-2	7145-5177
15	南増尾交番	南増尾 1-25-39	7173-6221
16	泉駐在所	泉 301-1	7191-1624
17	手賀駐在所	手賀 1418-1	7191-9110
18	富勢駐在所	布施 679-1	7132-4509
19	藤ヶ谷駐在所	藤ヶ谷 544-9	7191-2955
20	船戸駐在所	船戸 2071-5	7132-5757

問24 「防犯灯の設置に対する補助金がある と聞いたのですが」

町会区域内の数ヶ所に、新たに防犯灯を設置したいと考えています。このような場合、市の補助制度があると聞いたのですが、説明してください。

答 「防犯灯設置費補助金と維持費補助金 について説明します」

地域内の夜間の路上犯罪防止の観点から町会が管理する防犯灯の施設及び維持管理については、町会の負担軽減を図るために、市の補助金制度があります。

補助金には、「防犯灯設置費補助金」と「防犯灯等維持費補助金」があり、下記のとおりとなっています。

★防犯灯に係る補助金制度

対象項目	内容	最高限度額
防犯灯設置費 補助金	独立柱型の設置	1灯当たり33,000円
	電柱共架型の設置	1灯当たり20,000円
防犯灯等維持費 補助金	維持費	1灯当たり 2,600円 (年額)

【問い合わせ先】

◎交通施設課

TEL : 7 1 6 7 - 1 3 0 4

問25 「カーブミラーを設置してほしい交差点があります」

町会の区域内に、大変見通しの悪い交差点がありますが、最近も自動車事故がありました。早急にカーブミラーを設置してほしいと思います。

答 「市道などで、見通しの悪い交差点やカーブ地点に設置します」

カーブミラーの設置対象は、道路構造上見通しが悪く、かつ屈曲、屈折または交差する（交差点及びカーブ地点）市道などとなっています。

また、私道や私有地などへの設置については、原則としてそれぞれの所有者（管理者）での対応となりますが、通り抜けが可能で、不特定多数の車両が通行する公共性の高い道路については、この限りではありません。

設置を希望される場合は、設置場所周辺の方の同意、位置図を添えて申請してください。

なお、現場の状況によってカーブミラーが設置できない場合は、その他の安全対策を講じますので御連絡ください。又、カーブミラーが破損している場合も、御連絡ください。

【問い合わせ先】

◎交通施設課

TEL：7167-1304



問26 「信号機や横断歩道を設置してほしい

交差点（道路）があります」

町会の区域内に、交通量が多く、見通しも悪い交差点や道路があります。子どもたちの通学路でもあるため、早急に信号機あるいは横断歩道を設置してほしいと考えています。

答 「市で取りまとめて、公安委員会に要望しています」

信号機や横断歩道の設置につきましては、柏市で設置できるものではなく千葉県公安委員会の所管となり、柏市は市民の皆さんからの設置要望の受付窓口となっております。

具体的に申し上げますと、信号機・横断歩道の設置は地域の交通の流れに大きな影響を与えるため、先ず、町会・自治会や小中学校、PTAといった地域の団体等から、市へ要望書と交通量調査結果表及び設置希望隣接地の設置同意書を提出していただきます。その後、市から柏警察署を通じて千葉県公安委員会へ要望書を提出し、千葉県公安委員会の決定を経て設置されることとなります。

【問い合わせ先】

◎交通施設課

TEL：7167-1304

生活・環境担当 役員編



問27 「ごみ集積所を設置する場合の手続き

について説明してください」

新しい住宅が数棟建ったので、新たにごみ集積所を設置したいと考えていますが、どのような手続きが必要なのでしょうか。

答 「設置場所は、地域の皆さんで十分協議して決めてください」

ごみ集積所（資源回収ステーションを含む）を新たに設置したり、場所の変更や廃止をする場合は、所定の申請書を提出していただく必要があります。

市では、申請を受け付けた後に現地を確認し、ごみ収集車や資源回収車の安全確保などに問題がなければ、収集を開始します。

また、ごみ集積所の維持管理については、町会の皆さんにお願いしています。このため、ごみ集積所に関しては、地域の皆さんで十分協議して、その設置場所や各種当番を決めてください。

なお、私有地等を使用する場合は、土地所有者の承諾が必要となります。

【提出先及び問い合わせ先】

旧柏市域

南部クリーンセンター TEL：7 1 7 3 - 5 1 1 1

クリーン推進課 TEL：7 1 6 7 - 1 1 3 9

旧沼南町域

沼南支所環境課 TEL：7 1 9 1 - 7 3 6 2

問28 「資源回収運動報償金について説明してください」

資源回収運動報償金の性格について、どのようなものか説明してください。

答 「町会ごとの資源回収量に応じて、町会に報償金が交付されます」

旧柏市域では月2回の資源品回収日には、どの町会の資源回収ステーションにも多くの資源品が出されます。皆さんに正しい分別とごみ減量に御協力をいただいているこの資源回収事業には、市から回収実績に応じた報償金が年2回交付されています。この報償金は、町会ごとの資源回収量に、1kg当たり3円を乗じた額を交付しています。

市では、町会に交付された報償金の用途を限定していませんので、皆さんで十分協議して決めてください。一例としては、ごみ集積所の維持管理（カラスよけネットの購入）、古紙再生トイレットペーパーや買物袋の配布などがあります。

今後とも、『1人1日100gごみ減量』を目指して皆さんの御協力をお願いします。

【問い合わせ先】

◎クリーン推進課

TEL：7167-1139

問29 「町会の地域清掃で出たごみや側溝土

砂は、どのように処分すれば良いの
ですか」

私たちの町会では、年2回の地域清掃を実施していますが、この時に出るごみや側溝（U字溝）の土砂は、どのように処分すれば良いのでしょうか。

答 「ごみは実施前に、側溝土砂は実施後
に御連絡ください」

町会で地域の清掃を行ったときに出るごみは、通常のごみの収集日とは別に収集しますので、地域清掃を実施する前に南部クリーンセンターまで御連絡ください。

事前に市に連絡をせずに通常のごみの収集日に出されたものについては、収集できませんので御注意ください。

なお、ごみは、通常どおりの分別をしていただくようお願いいたします。

また、側溝（U字溝）の土砂につきましては、地域清掃を実施した後に道路サービス事務所まで御連絡ください。

【問い合わせ先】

《ごみの収集》

◎南部クリーンセンター TEL：7173-5111

《土砂の収集》

◎道路サービス事務所 TEL：7131-6436

問30 「危険防止のため、側溝（U字溝）に
ふたを掛けてほしいのですが」

町会の区域内には、側溝（U字溝）にふたの無い所がいくつかあります。高齢者や子どもの危険防止のため、これらの側溝（U字溝）にふたを掛けてほしいのですが。

答 「沿道住民の了解を得て、市に要望し
ください」

柏市道の側溝（U字溝）の蓋掛けや破損箇所の修理につきましては、道路維持課に御連絡ください。

ただし、市道を管理するうえで、蓋のある箇所と無い箇所があると危険性があり、道路の一体性が損なわれますので、沿道住民の総意をもって要望していただけるようお願いいたします。

市では、これらの要望があった場合、現地を調査したうえで緊急度の高いものから優先的に対応しています。

【問い合わせ先】

◎道路維持課 TEL：7167-1402

保健・福祉担当 役員編



問31 「民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのですか」

民生委員・児童委員は、どのような活動をしているのでしょうか。

また、民生委員・児童委員の推薦を町会に依頼している理由について説明してください。

答 「民生委員・児童委員は、地域に密着した次のような活動をしています」

民生委員・児童委員の仕事は、主に次のとおりです。

①社会調査のはたらき

担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握します。

②相談のはたらき

地域住民がかかえる福祉問題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③情報提供のはたらき

社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④連絡通報のはたらき

住民が、個々の福祉需要に応じた福祉サービスが得られるよう関係行政機関、施設・団体に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。

⑤調整のはたらき

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が

図られるように支援します。

⑥生活支援のはたらき

住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。

⑦意見具申のはたらき

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提起します。

現在、市内の民生委員・児童委員の定数は、482名となっています。任期は3年で、次期一斉改選は、平成19年12月1日を期して行われます。

民生委員・児童委員は、町会を基本単位として「担当区域」を受け持ちます。

また、市内を20地区に分け、各地区に民生委員児童委員協議会を設置し、毎月1回各地区において定例会を開催して委員相互の連絡・調整を行っています。

このように、民生委員・児童委員は地域に密着した活動をしていることから、その推薦を町会にお願いしています。人選などでいろいろと御苦勞があると思いますが、地域における福祉の推進ということを御理解いただき、今後とも御協力をいただきたいと考えています。

【問い合わせ先】

◎保健福祉総務課

Tel：7167-1131

◎社会福祉協議会地域福祉課

Tel：7163-9001

問32 「柏市民健康づくり推進員について説明してください」

「柏市民健康づくり推進員」の制度について説明してください。

また、柏市民健康づくり推進員は、どのような活動をしているのでしょうか。

答 「柏市民健康づくり推進員は、地域における健康づくりの担い手です」

柏市民健康づくり推進員は、市民の方が、安心して健康的な生活が送れるように、地域ぐるみの健康づくりを進めていくことを目的とした活動をしています。

具体的には、主に次のような活動をしています。

- ・妊婦、乳児等への声かけ訪問活動
- ・地域ぐるみの子育て支援（近隣センター等での「母と子のつどい」、 「親子のための健康づくり講座」等）
- ・地域ぐるみの健康づくり活動（「ウォーキング」、 「各種健康づくり講座」等）
- ・地域での支えあい活動（「おせっ会活動への参画」、 「地区社会福祉協議会への参画」等）
- ・民生、児童委員等との連携

現在、市内では、約400名の柏市民健康づくり推進員が、活発な活動を展開しています。

【問い合わせ先】

◎健康推進課

TEL：7164-3333

問33 「社会福祉協議会について説明してください」

社会福祉協議会の役割とその活動内容について分かりやすく説明してください。

また、地区社協との関係についても説明してください。

答 「社会福祉協議会は、地域福祉の推進役を担っています」

《目的》

社会福祉協議会は、略して「社協」と呼ばれています。「社協」は、地域社会において、福祉に関心を持つ住民の方々や福祉サービスを担う方々の参加と協働により、地域福祉に関する問題の解決や地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉法人です。

《主な事業》

- ・ 地域福祉推進事業
（総合福祉相談，地区社協活動，福祉教育など）
- ・ ボランティア・市民活動支援事業
（ボランティアの育成・養成など）
- ・ 福祉サービス利用援助事業
（日常生活に支障がある方に対する福祉サービスの相談や手続きの援助など）
- ・ 高齢者福祉事業
（介護予防，配食サービス，栄養改善，車椅子の貸出など）
- ・ 障害者福祉事業
（福祉カーの貸出，配食サービス，障害者社会参加事業など）
- ・ 児童，母子福祉事業
（交通遺児援護金支給，誕生日家族食事会など）

- ・貸付事業（福祉資金，生活福祉資金など）
- ・住民福祉大会
- ・ファミリーサポート事業（会員制の子育て支援事業）
- ・有償在宅福祉サービス事業
（会員制の生活援助サービス，介護サービス，送迎サービス，緊急通報サービス）
- ・老人福祉センターの管理・経営
（柏寿荘，中央，南部，いこい荘）
- ・地域福祉センターの管理・経営
- ・共同募金事業（赤い羽根，歳末たすけあい募金）
- ・その他
（民生委員・児童委員事務局，老人クラブ連合会事務局）

地域福祉を進める中心的な担い手は，地域の様々な福祉ニーズに気づき，自発的で主体的に取り組んでいる地域の住民や団体で構成された地区社協（下段参照）です。地区社協は，相互に連携しあいながら，自由かつ創意的に活動を展開しています。

一方，市社協は，こうした活動が地域で活発に取り組むことができるように積極的に支援する役割があります。

このように，市社協と地区社協は，緊密な連絡・協力関係を保ちながら，地域住民のニーズに即した地域福祉活動を展開しています。

なお，社協の事業基盤となる財源は，会員（市民・法人）の皆様からいただいた会費，共同募金配分金，寄付金などの民間財源，県・市からの補助金・委託金の公費財源で構成されています。

★地区社協（地区社会福祉協議会）とは

《役割》

地区社協は、地域で生活している人々の主体的な参加と協力を得て組織し、地域の住民が抱えている問題や悩みを地域の福祉課題としてとらえ、地域の人々が互いに協力しあってその解決を図るものです。

《活動内容》

地区社協活動は、市内を24地区に分割し、地域の具体的な福祉問題を発見し、相談に応じたり、アドバイスや支援・協力をしたり、具体的な援助活動を展開しています。

また、共通の福祉問題を解決するための事業を実施するなど、多様な地域活動に取り組んでいます。

【問い合わせ先】

- ◎社会福祉協議会 総務課 TEL：7163-3100
◎ " 地域福祉課 TEL：7163-9001

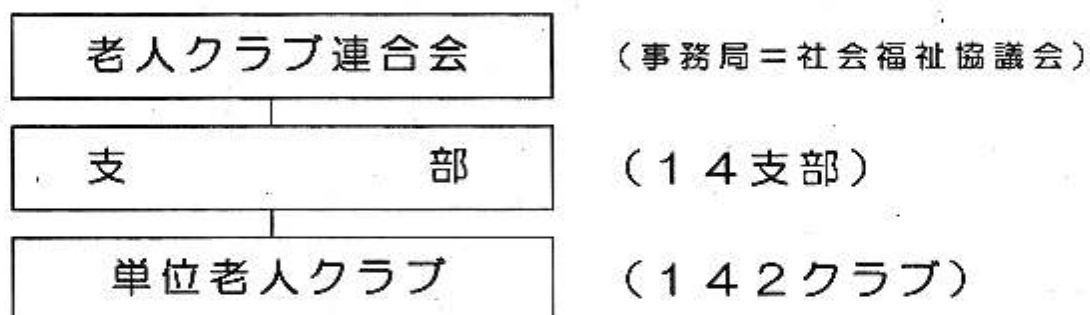
問34 「老人クラブについて説明してください」

老人クラブという組織がありますが、その目的や具体的な活動について説明してください。

答 「老人クラブは、仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています」

老人クラブは、概ね60歳以上の方々が、自らの生きがいを高めるとともに、心豊かな地域社会づくりを推進するために活動している自主的な集まり（団体）です。

■老人クラブの組織図（平成18.4.1現在）



【問い合わせ先】

◎社会福祉協議会地域福祉課 Tel 7163-9001

問35 「各種募金の協力依頼が町会にありますが，どのように募ったら良いかお聞かせください」

町会に対して募金の協力依頼がありますが，どのようにしたら良いでしょうか。

また，目標額が記載されていますが，必ずその金額を募金しなくてははいけないのですか。

答 「多くの方に募金運動等を御理解いただきたいと考えています」

《共同募金運動》…期間（赤い羽根募金 10月～11月）
（歳末たすけあい募金 12月）

急速に少子・高齢化が進行する中，公的な社会福祉制度の充実を求めるだけではなく，住民自らが主体的に社会福祉の課題に取り組む試みも増えています。

募金は，社会福祉を充実する貴重な財源です。このため，募金運動をできるだけ多くの方に御理解いただき，募金をとおして社会福祉に参加していただけるよう，戸別募金，街頭募金，法人募金などの様々な募金活動を行っております。

また，例年，町会の皆さんに御協力をいただいておりますが，目標額はあくまでも目安であり，皆さんのお気持ちをいただいているものです。

なお，共同募金には，「赤い羽根募金」と「歳末たすけあい募金」の2種類があります。

《日本赤十字社資募集運動》…期間（5月～6月）

日本赤十字社は、大規模災害に備えた災害救護活動、小規模災害時のお見舞金品の支給、国際援助活動、地域福祉活動の充実など、公共の福祉に係る事業を国内外で展開しています。

しかし、これらの事業を行うに当たって、日本赤十字社では、中立・公平という立場から国、県、市町村からの補助を受けていません。

このようなことから、赤十字事業を円滑かつ強力に進めるために、ボランティア団体への協力や法人への依頼などの様々な方法で社資募集に御協力をお願いしています。

また、地域コミュニティの担い手である町会を通じて、住民の皆さんにも御協力をいただいています。

なお、これらの募金は、事前に使いみちや集める額（目標）を定めて募金と配分に関する計画を立てているため、目標額を記載していますが、あくまでも目安と御理解いただきまして、御協力をお願いします。

【問い合わせ先】

《共同募金運動》

◎社会福祉協議会総務課 TEL：7163-3100

《日本赤十字社資募集運動》

◎保健福祉総務課 TEL：7167-1131

その他にも…



問36 「青少年健全育成推進連絡協議会について説明してください」

青少年健全育成推進連絡協議会という組織がありますが、具体的にどのような活動をしているのですか。

答 「市内中学校区（16地区）で、地域に根ざした青少年の健全育成に係る活動を行っています」

青少年健全育成推進連絡協議会は、各地域での青少年の健全な育成に係る活動をより一層推進することを目的として、平成9年に結成されました。

市内を16地区に分け、それぞれの地域に根ざした次のような活動を行っています。

■地区

柏第一、柏第二、柏第三、柏第四、柏第五、松葉、南部 土、逆井藤心、光ヶ丘、酒井根、富勢、田中、西原、中原、豊四季

■活動例

- ・地域パトロール、広報誌発行、音楽活動企画運営、スポーツや野外活動の企画運営、その他

【問い合わせ先】

◎青少年課 TEL：7131-5896

問37 「町会で勉強会を開催したいのですが」

町会で、勉強会を開催したいと考えていますが、良い方法はありませんか。

答 「柏市生涯学習まちづくり出前講座や、柏市生涯学習ボランティアを御利用ください」

(1) 生涯学習まちづくり出前講座について

市では、市の職員が皆さんのところに直接お伺いして、市の様々な分野の行政施策などについて分かりやすく説明をする「柏市生涯学習まちづくり出前講座」を実施しています。

講座の学習メニューについては、一覧表のと通りの工夫をこらした講座を用意しております。この中から自由に皆さんが知りたいこと、聞きたいことをお選びください。

また、この学習メニュー一覧表にないものについては、社会教育課にお問い合わせください。

費用につきましては、市の職員等が講師として出向きますので、謝礼や交通費の必要はありません。ただし、講座によっては、材料費や資料代などの実費を負担していただく場合があります。

申し込み方法については、電話などで事前に社会教育課まで御連絡ください。

なお、申込書及びパンフレットにつきましては、各近隣センター、公民館、図書館（本館・分館）にも御用意しています。

(2) 生涯学習ボランティアについて

市では、市民の皆さんが「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学習できる生涯学習まちづくりを実践しています。そして、学習のお手伝いをするボランティアとして、市民の方に登録していただき、『柏市生涯学習ボランティア登録者名簿』を作成しています。

登録された方々は、仕事や趣味をとおして培った様々な分野の特技や知識、身近な生活の知恵をお持ちの方々です。グループや個人の学

習活動の際、ぜひご活用ください。

名簿は、毎年10月1日に発行します。市民の方々が閲覧できるよう、市内の近隣センター・学校及び各種施設でご覧いただけます。また、名簿はインターネット（かしわシティネットから）でもご覧いただくことができます。

※ なお、プライバシーの観点から名簿は閲覧のみとし、持ち出しやコピーは禁止とさせていただきます。インターネット版は、名簿から登録者氏名・住所・電話番号等を除いた抜粋版です。

◆ご利用したい場合

- ① 登録者の中から、ご希望に合う方をお選びください。
- ② 電話等により、登録者に直接ご相談ください。
※事務局（社会教育課／電話 7191-7393）へご連絡いただければ、登録者をご紹介しますが、交渉は当事者間で行っていただきます。
- ③ 登録者と計画が整った際と終了した際は、登録者から「柏市生涯学習ボランティア活用決定届出書・報告書」を受け取り事務局へご提出ください。

◆その他お願い

・登録者への依頼は原則として無償としますが、交通費、教材費等の登録者の実費になるものについては、依頼される方にご負担いただくことがあります。

・登載されている活動の分野、方法、日時、対象その他条件等はあくまで目安です。ご依頼の際は、十分な打ち合わせを行い相互に誤解の生じないよう話し合いを進めてください。また、登録者の諸事情により名簿発行時と内容が変更になる場合もあり、対応をお断りすることもございます。ご理解ご了承くださいますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

◎社会教育課 TEL：7191-7393

☆柏市生涯学習まちづくり出前講座一覧（平成18年度）

No.	担当部署名	学習メニュー(テーマ)	学習内容等	条件等
1	防災安全課	自主防災組織の組織化と運営方法	防災組織の必要性と防災知識の普及活動	
2		自然災害への防災対策	地震及び大雨などの対策について	
3		柏市の防犯（安全安心まちづくり事業）について	防犯に関する市の事業（エンジョイ・パトロール、メール配信、サポカーによる巡回等）について	
4	企画調整課	「安心、希望、支え合い」のまちづくり =柏市第四次総合計画がめざすもの=	柏市第四次総合計画の内容と、柏市の目指すまちづくりについて、平成18年4月からスタートする中期基本計画を中心に説明します。	
5	企画調整課・市民活動推進課	市民との協働によるまちづくり	市民との協働によるまちづくりを進めるにあたっての考え方や率直な話し合いの中から、協働の進め方を共に考えていきましょう。	ご要望の内容によって担当課の調整が必要ですのでご相談ください。
6	中核市準備室	中核市移行をめざして	<ul style="list-style-type: none"> ・中核市制度について ・中核市移行に関する基本的な方針 ・中核市移行の取り組み ・中核市移行にあたっての課題 ・中核市移行のメリットなど 	内容については協議の進捗によって異なるため、事前に開催時期等の調整が必要ですので相談してください。
7	ホームタウン推進室	ホームタウンの推進について	スポーツによるまちづくりについて	
8	情報政策課	統計から見た市政の概要	各種統計結果による柏市の姿	10月1日を基準として、事業所・企業統計調査が実施されるため、前後1～2ヶ月間の職員派遣は難しい。
9		情報公開制度のしくみ	情報公開制度の内容と利用について	
10		個人情報保護制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市の個人情報保護制度（条例）について ・日本の個人情報保護制度（個人情報保護法）について 	
11	広報広聴課	地域の広報紙づくり	読みやすい広報紙を作るための基礎的な技術、文章の書き方、レイアウトの方法、校正の方法など	
12		市内施設見学会	市のマイクロバスで市内公共施設の案内	15人から23人の団体。コースは要相談。職員が同行します。
13	国際交流室	柏市の国際交流と国際理解	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市の姉妹都市・友好都市（アメリカ・トーランス市、グアム、オーストラリア・キャムデン町、中国・承德市）との交流事業や在住外国人支援に関する施策について ・英語・スペイン語・中国語圏出身の外国人アドバイザーが同行し、出身国や柏市民としての体験談など、国際理解について 	
14	財政課	柏市の財政	柏市の予算・決算状況について	繁忙期（9月～2月）を除きます。
15	市民税課	住民税について	住民税申告等について	10月～12月のみ開催します。

No.	担当部署名	学習メニュー(テーマ)	学習内容等	条件等	
16	資産税課	固定資産税について	固定資産税の概要について	繁忙期(4月~5月)を除きます。	
17	男女共同参画室	男女共同参画ってなんだろう?	男女共同参画について、その意義や柏市の取り組みなどを説明します。		
18	アミュゼ柏	アミュゼ柏施設見学	・地球環境に配慮した建物の見学 ・複合施設としての役割について	施設利用者に迷惑をかける範囲で30人くらいまで。内容は要相談。	
19	酒井根近隣センター	酒井根近隣センター施設見学会	地域における近隣センターの役割や活動について学びます。	平日(火~金)の午前中。小学校1~4年生。20~30人。	
20	保険年金課	国民健康保険制度について	国民健康保険制度のしくみ、国民健康保険料の定め方、各種給付について		
21		老人医療制度について	老人医療のしくみ、老人医療財源、給付のしくみ、どんな病気が多いのかなど		
22	保健福祉総務課	少子高齢化がもたらすもの	少子高齢化社会で求められるパラダイムの発想転換や社会状況の変化、健康福祉施策のありかた		
23		柏市の健康福祉施策について	柏市の健康福祉施策の現状とこれから目指すもの		
24	健康推進課	子育て世代対象	生活習慣病予防	自分自身の生活習慣のバランスチェックをし、自分の健康と家族の健康について考える機会づくりをし、生活習慣病予防について伝えます。女性の年代に合わせた骨粗しょう症予防のポイントについて伝えます。(20~30代) A1票活用による生活習慣の振り返り	
25			こころの健康づくり	自分自身のこころの健康状態をチェックし、こころの健康づくりについて伝えます。 ・性教育(生きること)、喫煙やアルコール等の害について伝えます。 ・子どもの発達には個人差が大きいこと、遊びをとおして心が発達し、子育てが楽しくなることを伝えます。「さあいっしょに遊ぼう」の紹介	
26			家族と健康(口と食事から)	・子どもの頃からのバランスの良い食事が将来の生活習慣病予防につながることを伝えるとともに、子どもの食事を切り口に家族の生活習慣病予防のための食生活を考えます。食育の視点で、「食を通じた生涯にわたる豊かな人間性づくり」のために、ライフステージごとの心とからだの健康づくりについて必要なことを考えます。 ・手作りおやつの実習 ・親子の料理教室 ・口腔衛生と健口体操 など	

№	担当部署名	学習メニュー(テーマ)	学習内容等	条件等
27	健康推進課	女性対象 生活習慣病予防	生活習慣のバランスチェックをして、生活習慣病予防、痴呆予防についてのポイントを伝えます。女性の年代に合わせた骨粗しょう症予防のポイントについて伝えます。(20~30代、40~50代、60代以上別に) A1票活用による生活習慣の振り返り	
28		女性対象 こころの健康づくり	ストレスの多い時代、自分自身のこころの健康状態をチェックし、こころの健康づくりについて伝えます。50歳前後に現れる更年期障害の症状と対応について伝えます。	
29		女性対象 家族と健康(口と食事から)	普段の食生活を振り返るよう、バランスのよい食事についてのポイントや一日の食事量などを伝えます。 ・調理実習を通し、食事量や味付け等を確認し、普段の食生活の振り返りを行い、生活習慣病予防について伝えます。	
30		高齢者対象 寝たきり予防	・健康度評価票(B票)を使い、元気に高齢期を過ごすためのポイントを伝えます。人と人とのふれあいの重要性について伝えていきます。 ・生活習慣のバランスチェックをして、生活習慣病予防、痴呆予防についてのポイントを伝えます。 ・寝たきりの原因として転倒による骨折が問題となっています。転倒予防体操(筋力アップ)と骨粗しょう症予防について実技を交えて説明をします。	
31		高齢者対象 こころの健康づくり	認知症やうつ等の症状や相談先について伝えます。	
32		高齢者対象 口腔の健康づくり	いつまでも、おいしく食事をするためのお口の健康について実技を入れて伝えます。口腔衛生と健口体操	
33		一般対象 生活習慣病予防	生活習慣のバランスチェックをして、生活習慣病予防についてのポイントを伝えます。	
34		一般対象 柏市の健康づくり	柏市の人口統計や健(検)診結果、健康づくりの意識調査などの結果から柏市がすすめる健康づくりについてパワーポイントなどを使って説明をします。	
35		一般対象 口腔の健康づくり	歯周疾患予防、健口体操のすすめなどいつまでも、おいしく食事をするためのお口の健康について実技を入れて考えます。	
36		一般対象 地域づくり	支えあう地域づくりについて紹介をします。人と人とのふれあいが健康づくりにつながることを、皆でいっしょに取り組むヘルスプロモーションの考え方を伝えます。おせっ会の手引き紹介	

No.	担当部署名	学習メニュー(テーマ)	学習内容等	条件等
37	高齢者支援課	認知症にならないための処方せん	認知症の正しい理解、予防、対応等について地域に住む皆さんと一緒に考えながらわかりやすく説明します。	
38		高齢者のための在宅福祉サービス「あらかると」	高齢者のための在宅福祉サービスについて、自立支援・介護予防・家庭介護支援・独居対策などの視点からわかりやすく説明します。	
39		元気なときからの健康づくりと介護予防	介護が必要とならないためのこころと身体づくりについてわかりやすく学びます。	
40	高齢者支援課	介護保険制度について	介護保険制度の概要(介護保険制度のしくみ、要介護認定の申請から介護サービスの利用の仕方、保険料など)について説明します。	15人以上。 原則として平日午前9時～午後5時
41	十余二学園	知的障害児通園施設 十余二学園見学	障害児への理解を深めてもらうため、施設見学及び内容の説明をします。	参加者は中学生以上。
42	柏育成園	「しょうがい」ってなあに?	肢体不自由・知的障害を中心に、障害そのものとそれを取り巻く諸々の事柄に関してわかりやすくお話しします。育成園の施設見学をすることもできます。	内容は事前の打ち合わせが必要。 施設見学は1回あたり5人程度。
43	青和園	青和園施設見学	青和園内の見学や、利用者の働く様子を知っていただきます。	日時：月～金曜日 午前10時～12時 午後1時～3時 参加者：20人程度
44		青和園作業体験	青和園の作業活動に参加し、利用者といふれあい利用者の様子を知っていただきます。	日時：月～金曜日 午前10時～12時 午後1時～3時 参加者：10人程度
45	朋生園	朋生園(知的障害者通所授産施設)の見学	施設の概要の説明及び見学	
46	身体障害者福祉センター	身体障害者福祉センター施設見学	障害者への理解を深めてもらうため、施設見学及び内容の説明を行います。	月～金曜日 午前9時～午後5時
47	児童育成課	柏市の子育て支援施策について	柏市の子育て支援施策の現状と課題について	
48		柏市次世代育成支援行動計画について	次世代育成支援対策推進法に基づき作成した柏市次世代育成支援行動計画について説明します。	
49	児童センター	地域の子育て～子育てサポーター体験～	市内各児童センター関係施設での「子育て広場」等に遊びに来る乳幼児親子といふれあいながら、老若男女の地域での子どもとの関わりについて考えます。	日程・時間等はお相談に応じます。
50		子育てサークルを作ろう!	乳幼児、小学生など、自分の子どもも地域の子どもも、みんなで育ちあう仲間作りの方法や実践例を紹介します。	
51	児童センター	児童センターでの子どもたち～活動の中から～	児童センター活動の紹介とともに、いろいろな活動の中での子どもたちの姿を紹介しながら、子育てについて考えます。	日程・時間等はお相談に応じます。
52		楽しい大人のあそびボランティア講座	趣味などを通して、子どもたちと関わる大人のボランティア活動についての始め方や実践例を紹介します。	

No.	担当部署名	学習メニュー(テーマ)	学習内容等	条件等
53	保育課	子育て支援の紹介(保育課で実施しているもの)	地域子育て支援センター ふれあい保育サービス事業 育児相談、園庭開放、育児講座	原則として平日。繁忙期(1~5月)を除く。
54	クリーン推進課	ごみ減量説明会	柏市のごみ処理の状況と、家庭におけるごみの減量、分け方・出し方のポイントを説明します。	見学先施設の稼働状況により、原則として木曜日・金曜日の実施とする。市マイクロバス使用のため、20人程度の団体を対象とする。
55		清掃施設見学会	多くの市民に、ごみ処理の現状を理解し、ごみの減量・資源化に取り組んでもらうため、ごみ処理の流れに沿って施設の見学を行います。	
56	環境保全課	環境家計簿説明会	市民が環境にやさしい行動(省資源、省エネルギー、生活排水の適正処理等)に取り組むため、環境家計簿の記入方法や地球温暖化のビデオ上映など	1時間程度。
57	消費生活センター	悪質商法について	悪質商法の手口及び被害防止について説明します。 ・消費生活相談の被害事例をもとにその対処法をわかりやすく解説 ・消費者契約法やクーリングオフ制度など賢い消費者になるための学習	月~金曜日 午前10時~午後4時の1時間程度 参加者20名以上 開催日の1ヶ月前までに申込み
58		高齢者の皆さん悪質商法にだまされないで!	・高齢者の皆さんを狙う悪質商法の実態や手口 ・被害を防ぐために気をつけること ・トラブルに巻き込まれたときの対処法 ・消費生活センターの役割	月~金曜日 午前10時~午後4時の1時間程度。 参加者20名以上。 開催日の1ヶ月前までに申込み。
59	農政課	あけぼの山農業公園の概要について		
60	都市計画課	景観まちづくり	景観まちづくり条例のあらましと具体的な景観施策(大規模建築物等の景観誘導基準と地域別景観形成ガイドラインの概要)	
61		柏市の都市計画	柏市の都市計画に関心を持ってもらえるような内容で行います。	
62	北部整備課	つくばエクスプレスと北部地域のまちづくり	つくばエクスプレス及び新駅周辺の土地区画整理事業などについて紹介します。	
63	建築指導課	家を建てる時の法律知識		
64	再開発課	柏駅周辺のまちづくり	柏駅周辺の昔と今、再開発事業の効果、柏駅周辺整備計画の内容、都市再生緊急整備地域の指定、今後予定されている再開発事業等について	パワーポイントが使用できる環境が望ましい。
65		市街地再開発事業って何?	市街地再開発事業の目的や仕組み、事業の手法及び進め方、土地区画整理事業との違い、柏駅周辺やその他先進地区での事業事例等について	パワーポイントが使用できる環境が望ましい。

No	担当部署名	学習メニュー(テーマ)	学習内容等	条件等
66	交通施設課	高齢者の交通事故防止	柏市の高齢者の交通事故状況、交通事故の発生状況、交通事故防止の心構えをビデオを交えて説明します。	65歳以上のかた。 実施期間 7月20日～3月の平日(月曜日～金曜日)午後2時から午後4時まで、1～2時間程度(講話とビデオ上映) テレビ又はビデオ及びスクリーン等の設備。 申込は実施日の2ヶ月前まで。
67	治水課	良好な水環境に配慮した治水について	生態系・湧水・自然浄化及び緑化等を含めた今後の治水のあり方	
68	下水道総務課	下水道について	下水道のしくみとはたらき	
69	水道部総務課	かしの水道	水道事業の概要説明	専門的・具体的質問に関しては、事業担当課へ直接問い合わせてください。
70	議会事務局	議会の仕組みと議場見学	本会議・委員会の運営等についての説明と本会議場の見学	3・6・9・12月の議会開会月を除く平日9時～5時。(開会中は本会議を傍聴可)
71	選挙管理委員会事務局	選挙のはなし	柏市における選挙状況について	
72	社会教育課	生涯学習とボランティア活動	生涯学習社会におけるボランティア活動の推進について	
73		生涯学習によるまちづくりを進めよう	生涯学習によるまちづくりを積極的に推進することで、明るく楽しく住んでよかったと言える柏市をめざします。	
74	文化課	柏市立砂川美術工芸館 芹沢銈介の世界	人間国宝であった芹沢銈介(1895～1984)の型絵染の作品とそれを所蔵する市立砂川美術工芸館について	
75	スポーツ課	楽しいスポーツのすすめ	勝負だけにこだわることなく、レクリエーショナルな要素を取り入れた、楽しむためのニュースポーツを紹介します。	「青少年のための楽しいスポーツのすすめ」ガイドブックをもとに実技を含め実施。 平日 20人～40人程度(会場にもよる)
76		スポーツ障害予防セミナー	現代人の生活習慣病の一つとして「慢性の腰痛」等があげられます。そこで、日常生活を見直し、予防のための体操等を紹介します。	「日常生活に役立つ腰痛予防ガイド」をもとに、実技を含め実施。 平日 20人～40人程度(会場にもよる)
77	少年補導センター	少年補導状況及び青少年の実態について	柏市内の補導状況など	50分以内。
78	図書館	レファレンスってなんだろうーこれであなたは21世紀人ー	知を尋ねる楽しみを紹介	
79		ブックスタートってなんだろう	実施会場の見学とボランティアとのふれあい	実施日については要相談。10人以内。

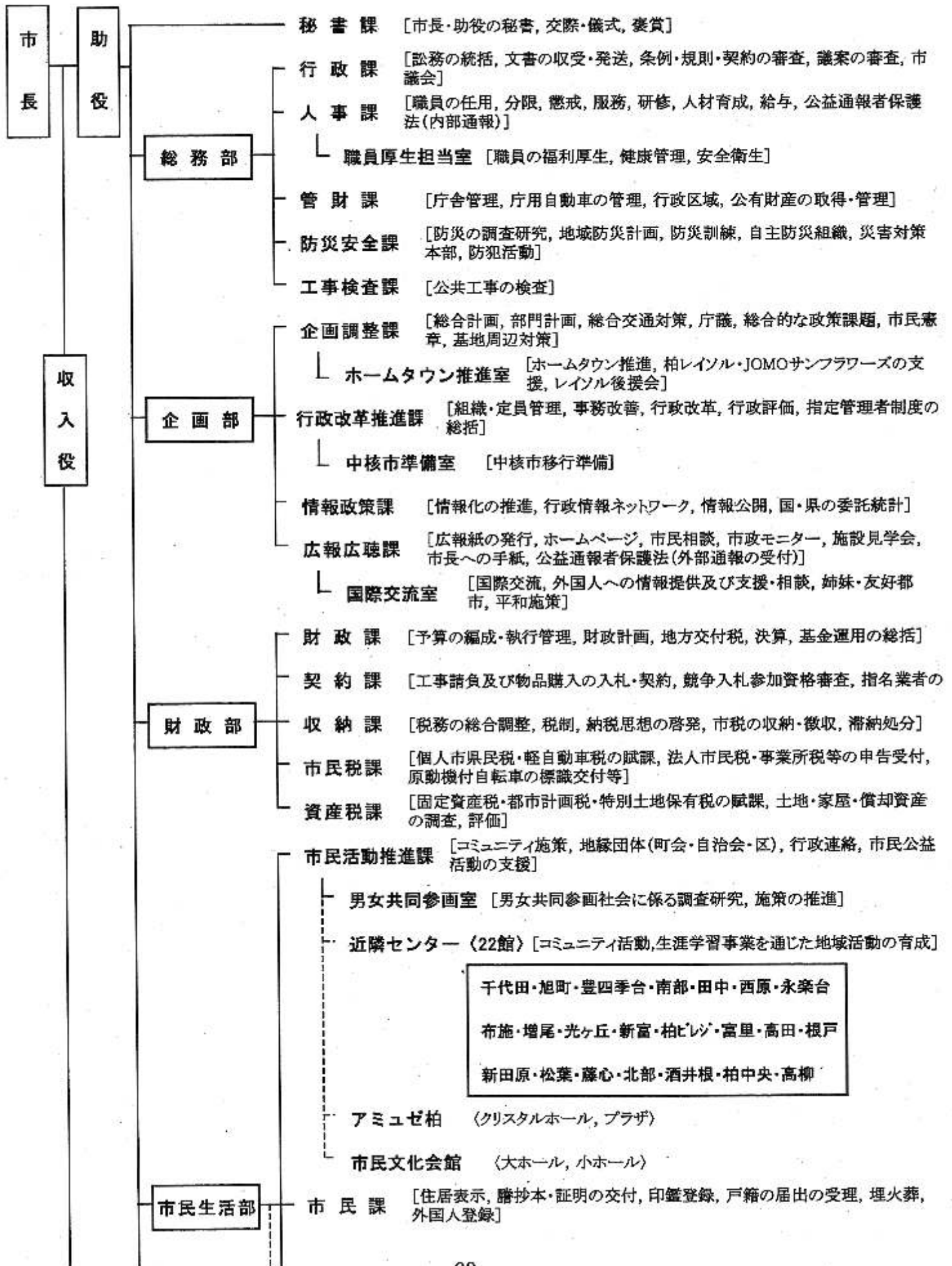
No	担当部署名	学習メニュー(テーマ)	学習内容等	条件等
80	図書館	映像で巡る欧米の図書館	欧米7カ国の図書館を紹介	パソコン及びプロジェクターと上映室の設定
81	指導課	小・中学校における学校支援ボランティア	各小・中学校における学校支援ボランティアの現状やボランティアコーディネーターの育成等についてお話しします。	市議会の開催中及びその前後は不可。
82	指導課・教育研究所	「情報化社会の進展と子ども達を取り囲む情報環境の変化」 ～親は子どもとどう向き合うか～	インターネットや携帯電話が急激に普及するなか、トラブルも増えている。被害者にも加害者にも成り得る状況である。親として子どもにどの向き合っていけばよいだろうか。インターネットや携帯電話利用の実態の解説を加えながら、共に考える場としたい。	
83	教育研究所	子どもを取り巻く環境の変化 ～地域社会の実態について～	現在の柏市において、子どもを取り巻く環境にどのような変化が見られるのか、その実態に対して地域社会ではどのような取り組みが求められているのか、平成17年度のアンケート調査をもとに、共に考えていきたい。	市議会の開催中及びその前後は不可。
84	消防本部(予防課)及び各署・分署	家庭防火のポイント(防火指導)	火災の発生原因と防災の心構えを映画をまじえて説明。消火器の取り扱い方法や緊急時の通報要領の説明。	町会・自治会等の団体単位。
85		消防署の見学	消防庁舎や消防車の概要の説明及び見学	
86	消防本部(予防課)	住宅用火災警報器について	住宅用火災報知器の設置、維持管理についての説明をします。	町会・自治会等の団体単位。
87	消防本部(救急課)	普通救命講習	AED(自動体外式除細動器)をとり入れた心肺蘇生法について説明します。(3時間受講)	30人以上の団体 時間：9時～12時 13時～16時 3時間講習。 個人または少人数の場合は定期開催の枠で。
88	柏市都市振興公社	都市振興公社の役割	市における公社の役割、公社の事業紹介等を説明します。	1時間程度。
89	柏市社会福祉協議会	社会福祉協議会について	社会福祉協議会が行っている様々な事業と概要を説明します。(地域福祉活動など)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (1～2時間程度) 参加者5人以上。
90		地域福祉権利擁護事業について	高齢者や障害のある方で、判断能力がないために適切な福祉サービスが受けられない方が安心して生活するために、相談や援助をお手伝いする事業、利用方法や概要を説明します。	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (1～2時間程度) 参加者5人以上。
91		さわやかサービス(有償在宅福祉サービス)について	高齢者や障害のある方が、住み慣れた家で安心して暮らせるよう、市民相互の支え合いを基本に、会員制による在宅福祉サービスを提供しています。サービス内容と会員制度について説明します。	月曜日～土曜日午前9時～午後5時参加者5人以上。

No.	担当部署名	学習メニュー〈テーマ〉	学習内容等	条件等
92	柏市社会福祉協議会	ボランティア活動について	「ボランティア活動をしてみたい」「ボランティアってなんだろう」など、ボランティア活動について説明します。 また、福祉教育についても要望があれば説明します。	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時の2時間以内 参加者5名以上 ビデオ設備 実施日の2カ月前までに申し込み
93	メニューにないものはリクエストしてください。 (ご要望に応じられないこともあります。)			

資料編

(点線は出先機関、公の施設、教育機関を示す)

【 部 名 】 【 課 名 等 】 【 主 な 業 務 】



出張所〈11所〉 [戸籍・住民票、印鑑登録、埋火葬、税の収納・証明、転入学、母子健康手帳の発行]

田中・増尾・富勢・光ヶ丘・豊四季台・南部・西原
松葉・藤心・高柳・柏駅前行政サービスセンター

保険年金課 [国民健康保険給付・資格取得・高額療養費、国民健康保険料の賦課・収納、老人保健医療、国民年金資格得喪、裁定請求書受理、国民年金手帳]

沼南支所

- 総務課 [沼南庁舎の管理、市民相談の案内、コミュニティの育成]
- 税務課 [市税の収納、証明の発行、申請書受付、原動機自転車の標識、納税相談]
- 市民生活課 [戸籍、住民票、印鑑登録、埋火葬、国民健康保険、国民年金手帳]
- 保健福祉課 [民生委員、犬の登録、日本赤十字社、戦没者遺族等の援護、高齢者支援(介護予防等)、介護保険]
- 児童家庭課 [児童(扶養)手当、乳幼児医療費助成、保育園入園申込書の受付]
- 環境課 [沼南地区のごみ集積所設置、ごみ出し指導、不法投棄の処理、し尿収集]

保健福祉部

- 保健福祉総務課 [保健・福祉・医療施策の推進、民生委員、救急医療、日本赤十字社、戦没者遺族等の援護、狂犬病の予防、畜犬の登録]
- 保健所準備課 [地域保健構想、保健所設置の手続き]
- 健康推進課 [健康づくりの計画・啓発・事業調整、幼児言語相談]
 - 柏中央保健センター [健康づくり、予防接種、母子・成人保健事業]
 - 沼南保健センター [健康づくり、予防接種、母子・成人保健事業]
- 高齢者支援課 [高齢者の相談窓口、介護予防事業の推進、介護保険給付事業、高齢者生活支援事業]
 - 介護保険管理室 [介護保険の資格管理、保険料の賦課・収納、要介護認定]
 - 地域包括支援センター [高齢者の介護予防支援・総合相談、権利擁護事業]
 - ほのぼのプラザますお [高齢者の介護予防・健康増進事業]

障害福祉課 [福祉のまちづくり、障害者等手帳、特定疾病療養者見舞、障害者の保健指導・援護・相談]

- 十余二学園 〈知的障害児通園施設〉 [発達支援]
- 柏育成園 〈肢体不自由児通園施設〉 [発達支援、機能訓練]
- 青和園 〈知的障害者通所授産施設〉 [生活の支援、職業の指導訓練]
- 朋生園 〈知的障害者通所授産施設〉 [生活の支援、職業の指導訓練]

児童育成課 [子育て支援、家庭児童相談、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭等支援、児童手当、就園奨励費等]

- こどもルーム担当室 [こどもルームの整備、管理運営]
- 児童センター〈豊四季台・光ヶ丘・永楽台・高柳〉 [児童の福祉増進事業]
- 幼児ルーム〈豊住・豊四季〉 [幼児(3歳児)の保育指導、健康管理]

児童家庭部

保育課 [保育の計画・指導、保育園の入所、施設の整備・管理運営]

保育園〈23園〉〔乳幼児の保育・子育て支援, 施設管理〕

桜台・若葉・あけぼの・富勢・東中新宿・豊四季・増尾・豊住
土南部・豊四季乳児・西原・豊町・富士見・酒井根・名戸ヶ谷
田中・旭町・東町・高野台・しこだ・松葉・高柳・高柳西

環境部

- 生活支援課 [生活保護金品の支給, 行旅死病人, ホームレス, 無縁者の埋葬]
- クリーン推進課 [清掃事業の調整・長期構想, 廃棄物の排出抑制・減量・資源化, 資源回収運動]
- 環境施設課 [清掃施設の整備計画, 第二清掃工場の周辺対策]
- 環境サービス事務所 [旧柏地区のし尿の収集・処理, 浄化槽清掃業者の許可, 犬・猫等死体処理, 空地の管理指導]
- 北部クリーンセンター [柏北部地区の可燃ごみの収集・処理, ごみ出し指導]
- 南部クリーンセンター [柏南部地区の可燃ごみの収集・処理, ごみ出し指導]
- 環境保全課 [手賀沼水質浄化, 自然環境保全, 環境の監視指導, 環境基本計画等]

経済部

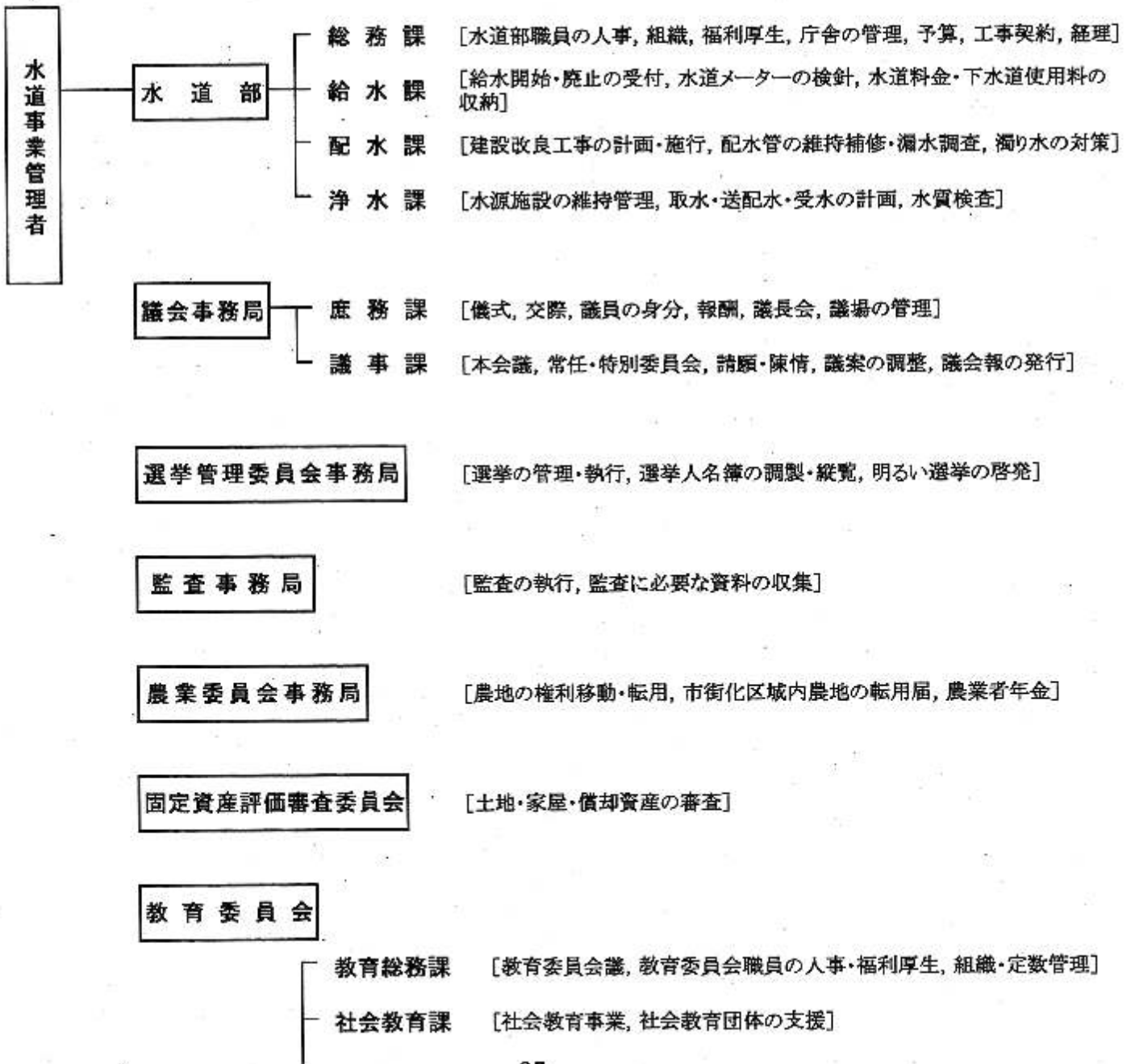
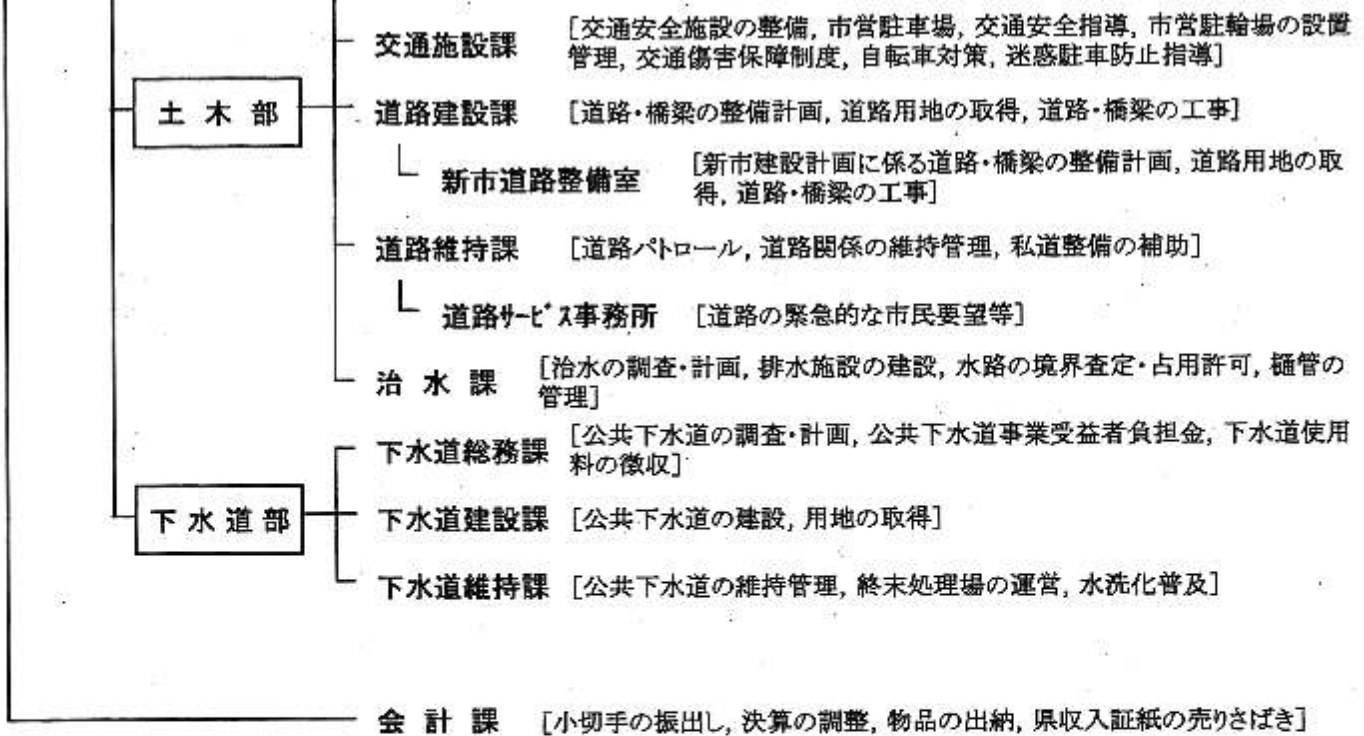
- 商工課 [商業の振興, 中小企業への融資, 観光, 大規模小売店舗の立地, 労政, 雇用支援]
 - 新産業支援室 [新産業の振興, 工業振興, 企業誘致, エネルギー]
 - 消費生活センター [消費生活相談, 消費者教育, 消費者啓発事業の推進]
- 農政課 [農業・畜産・園芸振興, 農産物の流通対策, 農業技術指導, 鳥獣, 市民農園]
- 公設市場 [業者の業務許可, 卸売・仲卸業者の指導監督, 有害物品等の規制, 業務検査]

都市計画部

- 都市計画課 [都市計画の調査・決定, 都市景観, 地区計画等, 生産緑地地区, 駐車場の計画・整備]
- 北部整備課 [北部整備の総合調整, 柏北部中央・東地区の整備]
- 建築指導課 [建築基準法に基づく申請の受理・審査, 建築物等の防災対策, 建築協定]
 - 建築行政相談室 [中高層・ワンルーム等指導要綱に係る建築物の指導]
- 宅地課 [宅地造成工事の許可, 開発行為の許可, 宅地開発指導, 地価公示]
- 建築住宅課 [住宅政策, 耐震・住宅リフォーム相談, 市営住宅の管理・募集, 市有建築物の設計・監督]

都市緑政部

- 公園緑政課 [都市公園の管理運営計画, 都市公園及び緑地等の設計・工事]
 - 公園管理室 [都市公園・緑地・みどりの広場の管理]
 - 都市緑地担当室 [こんぶくろ池公園の計画・整備, 緑地保全の施策及び実施]
- 区画整理課 [土地区画整理事業, 土地区画整理事業区域内の建築行為の許可]
 - 南柏駅東口土地区画整理事務所 [南柏駅東口土地区画整理事業]
 - 北柏駅北口土地区画整理事務所 [北柏駅北口土地区画整理事業]
- 街路課 [都市計画道路の計画, 用地の取得, 工事]
- 再開発課 [再開発事業, リジューム計画の推進, 柏駅周辺地区の整備, 特定民間再開発事業の認定]
- 土木総務課 [道路の財産管理, 道路の占用許可, 道路の境界査定, 屋外広告物]



教
育
長

生涯学習部

中央公民館 [公民館事業]

沼南公民館 [公民館事業]

中央視聴覚ライブラリー [視聴覚教育の振興]

沼南視聴覚ライブラリー [視聴覚教育の振興]

文化課 [芸術文化事業の実施, 芸術文化活動の支援, 文化財保護, 市史編さん]

スポーツ課 [スポーツ活動の普及, スポーツ関係団体の支援, スポーツ施設の整備]

青少年課 [青少年健全育成事業, 青少年関係団体の支援, 青少年センターの管理]

少年補導センター [街頭補導, 少年相談, 有害図書の追放, 少年補導関係団体の支援]

図書館 [図書館資料の選択, 整理, 読書会, 研究会]

分館<16館>

豊四季台・田中・西原・南部・布施・永楽台・増尾・光ヶ丘

新富・高田・根戸・新田原・松葉・藤心・沼南・高柳

学校教育課

[小中学校の予算, 就学・転入学, 通学区域, 育英事業, 就学援助, 学校教育窓口]

学校施設課

[学校施設の維持・修繕, 財産管理]

学校整備室

[学校整備]

学校保健課

[児童・生徒の保健衛生, 就学時健康診断, 学校給食の管理, 指導]

学校安全対策室

[学校の安全対策, 安全管理, 安全教育]

学校給食センター

[学校給食の調理・配送]

学校教育部

指導課

[教職員の研修, 教育課程, 学習指導, 生徒指導]

小学校<41校>

中学校<20校>

高等学校<1校>

教育研究所

[教育に関する調査・研究, 就学指導, 副読本, 学習資料の収集・提供, 教育相談]

幼稚園<1園>

消防本部

総務課

[消防本部職員の人事・福利厚生, 消防本部の企画, 組織・定員管理, 予算, 消防団]

予防課

[火災予防, 防火防砂組織, 火災関係の証明, 防火管理講習会, 危険物取扱者の指導講習]

警防課

[消防活動・訓練等の計画, 消防戦術の研究, 消防車両・装備の研究開発, 管理, 消防水利の整備, 災害派遣の調整]

救急課

[救急救命士の養成等, 救急搬送時の証明書発行, 救急出場統計, 救命講習]

指令課

[出動指令, 消防通信施設・器具の整備, 災害情報・気象情報の収集, 伝達]

西部消防署

- 分署〈根戸・大室〉
- 東部消防署
 - 分署〈逆井・光ヶ丘〉
- 旭町消防署
 - 分署〈西原〉
- 沼南消防署
 - 分署〈高柳〉

【柏市の外郭団体】

- | | |
|------------------|---|
| (財) 柏市都市振興公社 | [あけぼの山農業公園・あけぼの山公園(茶室)・市営駐車場の管理運営, 事業・公共用地の取得・管理・処分] |
| 柏市土地開発公社 | [『公有地の拡大の推進に関する法律』に基づく公共用地の先行取得, 管理・処分] |
| (財) 柏しみどりの基金 | [募金活動, 花の街づくり・モデル緑化・生け垣助成・グリーンフェア等の緑化事業, 公園・緑地の維持管理] |
| (財) 柏市医療公社 | [医療センターにおける検診業務, 市立柏病院・介護老人保健施設“はみんぐ”・はみんぐ訪問看護ステーションの管理運営] |
| (社福) 柏市社会福祉協議会 | [地域福祉活動, ボランティアの養成, 在宅福祉サービス, 福祉サービス利用援助事業, 後見支援センター, 中央・南部・沼南老人センター及び白寿荘の管理運営] |
| (社) 柏市シルバー人材センター | [就業に関する情報の収集提供, 調査研究, 就業相談と無料職業紹介] |

市の相談窓口

相談名	日時	相談場所・電話	相談内容等
法律相談 (予約制)	毎週月・木曜日と毎月第1・第2を除く水曜日 (但し第1水曜日が休日の場合第3水曜日は沼南庁舎で実施) 午前9時半～午後3時半	市役所第2庁舎3階 相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	相続、離婚、金銭・建物・土地の貸借など、法律上の問題についての相談。 弁護士が回答します。なお、裁判中のものはご遠慮ください。 予約は、毎週木曜日の午前9時から、広報広聴課へ電話か直接。翌週分を先着順で受付。
	毎月第1水曜日(但し第1水曜日が休日の場合は第3水曜日) 午前9時半～午後3時半	沼南庁舎1階相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	
夜間法律相談 (予約制)	毎月第2水曜日 午後6時20分～8時25分	アミューゼ柏5階 問 広報広聴課 ☎7167-1119	
人権身の上相談	毎月第1・3火曜日 午前10時～午後3時	市役所第2庁舎3階 相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	人権侵害問題、子どものいじめ、虐待、家庭問題、近隣問題についての相談。 人権擁護委員が回答します。
	毎月第2火曜日 午前10時～午後3時	沼南庁舎1階相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	
行政相談	毎月第1・2水曜日 午前10時～正午	市役所第2庁舎3階 相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	国などの行政機関が行う仕事についての苦情、意見など。 行政相談委員が回答します。
	毎月第3月曜日 午前10時～正午	沼南庁舎1階相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	
税務相談 (予約制)	毎月第2・4金曜日 午後1時～5時	市役所第2庁舎3階 相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	税全般の相談。特に相続税などの国税についての相談。 税理士が回答します。 予約は、毎月第1月曜日の午前9時から、広報広聴課へ電話か直接。当月分を先着順で受付。
	毎月(6月、8月、10月を除く)第3金曜日 午後1時～5時	沼南庁舎1階相談室 問 広報広聴課 ☎7167-1119	

相 談 名	日 時	相 談 場 所・電 話	相 談 内 容 等
不動産相談	毎月第1・3金曜日 午前10時～午後3時	市役所第2庁舎3階 相談室 問広報広聴課 ☎7167-1119	借地・借家の問題や不動産の 売買などについての相談。 宅地建物取引業主任者が回答 します。
登記相談	毎月第2火曜日 午前10時～午後3時	市役所第2庁舎3階 相談室 問広報広聴課 ☎7167-1119	土地・建物の登記上の問題に ついての相談。司法書士、土地 家屋調査士が回答します
住宅リフォーム相談	毎月第4火曜日 午前10時～午後4時	市役所第2庁舎3階 相談室 問建築住宅課 ☎7167-1147	住宅の増改築や修繕等につい ての相談。増改築相談員やマン ションリフォームマネージャー が回答します。なお、月1回日 曜日に近隣センター等でも相談 を行います。日時・場所など詳 しくはお問い合わせください。
交通事故巡回相談 (予約制)	毎月第1・4水曜日 午前10時～午後3時	市役所会議室 問交通施設課 ☎7167-1304	示談、賠償額、自賠責保険 (自動車損害賠償責任保険)の 請求方法などについての相談。 交通事故相談員が回答します。 予約は、交通施設課へ電話 で。
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	市役所第1庁舎2階 家庭児童相談室 (児童育成課内) ☎7167-1458	しつけ、言葉、登校拒否、児 童虐待など、1.8歳未満の子ど もと家庭の問題についての相 談。家庭児童相談員が回答しま す。
	毎月第2月曜日 午前10時～午後3時	沼南庁舎第1階相談室 問家庭児童相談室 (児童育成課内) ☎7167-1458	
身体障害者相談	毎月第1・3火曜日 午前10時～午後3時	教育福祉会館1階相談室 ☎7164-2911	身体に障害のあるかたの悩み についての相談。身体障害者相 談員が回答します。
知的障害者相談	毎月第2・4火曜日 午前10時～午後3時	教育福祉会館1階相談室 ☎7164-2911	知的障害のかたの悩みについ ての相談。知的障害者相談員が 回答します。

相 談 名	日 時	相 談 場 所・電 話	相 談 内 容 等
心配ごと相談	毎週水・土曜日 午前10時～午後3時	教育福祉会館1階相談室 ☎7163-2734	生活の中でのさまざまな悩みや困りごと、心配ごとについての相談。心配ごと相談員が回答します (☎社会福祉協議会 ☎7163-9001)
	毎週木曜日 午前10時～午後3時	沼南社会福祉センター1階相談室 ☎7193-2942	
健康相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	健康推進課 ☎7164-3333	妊産婦、乳幼児、成人の健康についての相談。保健師・栄養士・歯科衛生士が回答します。
健康づくり相談 (予約制)	来所相談	近隣センター等 健康推進課 ☎7164-3333	生活習慣病予防・介護予防のための食生活・運動・休養についてのアドバイス。保健師・栄養士・歯科衛生士が回答します。 予約は、健康推進課へ電話で。
ふれあい健康相談	近隣センター等で 月1回程度実施	近隣センター等 健康推進課 ☎7164-3333	健康に関する相談。地域担当保健師が回答します。 血圧測定、体脂肪測定もできます。
かしわ歯科相談室	毎月第3木曜日 午後1時半～3時	教育福祉会館1階 相談室 健康推進課 ☎7164-3333	歯やお口の中の心配や不安についての相談。 歯科医・歯科衛生士が回答します。
食事(栄養)相談 (予約制)	来所相談 毎週月～金曜日	健康推進課 ☎7164-3333	食事の相談が必要な場合に、栄養士が献立の立て方や摂取量のアドバイスを行っています。 予約は、健康推進課へ電話で。
ボランティア相談	日曜日・祝日を除く毎日 午前9時～午後5時	教育福祉会館1階 ボランティアセンター ☎7165-0880 沼南社会福祉センター内 ボランティアセンター ☎7193-2941	ボランティア活動に参加したいかたや、ボランティアを要請したいかたのための相談。 ボランティアコーディネーターが回答します。
消費生活相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時半	消費生活センター ☎7164-4100	悪徳商法によるトラブル、商品の品質・安全性についての相談。 消費生活相談員が回答します。
	毎週木曜日午前10時～ 正午・午後1時～3時	沼南庁舎1階相談室 ※来所相談のみ	

相 談 名	日 時	相 談 場 所・電 話	相 談 内 容 等
学校教育相談 幼児教育相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 ・電話相談(随時) ・面接相談(予約制)	教育研究所分室 ☎7145-2110 ☎7145-7778	不登校、学業、交友、進路、子育て、親子関係など、教育相談全般
発達障害相談			ADHD、LD、自閉症、言語、就学など、発達障害相談全般。教育相談専門指導員、臨床心理士が回答します。
不登校相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 ・電話相談(随時) ・面接相談(予約制)	教育研究所適応指導教室 ☎7133-9400 教育相談訪問指導員室 柏六小内 ☎7143-7724 増尾西小内 ☎7175-7755 沼南庁舎内 ☎7191-3366	不登校についての対応。相談や家庭訪問。
リハビリ相談	毎週月～金曜日 午前10時～午後4時 ・電話相談(随時) ・面接相談(予約制)	身体障害者福祉センター ☎7163-9353	個人の身体能力に合った生活やリハビリ方法、介助方法などに関する相談。 理学療法士、作業療法士が相談に応じます。
少年相談	土・日曜日、祝日を除く 毎日 午前9時～午後5時	少年補導センター ☎7164-7571	青少年の非行、いじめ、家出などの相談に応じます。
こども 「やまびこでんわ柏」	土・日曜日、祝日を除く 毎日 午後1時～5時	少年補導センター ☎7166-8181	青少年の悩みや保護者の心配ごとについての電話相談。やまびこでんわ相談員が回答します。
子育て にこにこ電話相談	毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～5時	健康推進課内 ☎7162-2525	子育ての不安や悩みについての相談。保健師・助産師が相談に応じます。
女性のこころと 生き方相談 (予約制)	毎週木曜日 午前10時～午後4時	男女共同参画室 ☎7167-1127 予約は男女共同参画室へ電話で。	夫婦・子ども・対人関係、女性への暴力などに関する、女性自身の悩みごとの相談。 専門のカウンセラーと一緒に考えます。

相 談 名	日 時	相 談 場 所・電 話	相 談 内 容 等
心の健康相談	広報かしわでお知らせします。	障害福祉課 ☎7167-1243 予約は障害福祉課へ電話で。	心の問題の関する相談。悩んでいるかたや家族のかたへ精神科医が回答します。
ひきこもり相談	年齢を問わず、自宅等にひきこもり悩んでいるかたや家族のかたに対する相談。随時行っています。 相談窓口 障害福祉課☎7167-1243 健康推進課☎7164-3333 沼南保健センター☎7193-2111 高齢者支援課☎7167-1135 児童育成課家庭児童相談室☎7167-1458 柏市社会福祉協議会心配ごと相談☎7163-9001 (日時、場所は前々頁「心配ごと相談」のとおり)		
緑の相談	毎月第2・第4土曜日 午前10時～午後4時	柏市みどりの基金 ☎7160-3120	花や樹木の育て方など、緑全般に関する相談。 花と樹木の専門相談員が回答します。 電話相談も可。

(目的)

第 1 条 この規則は、本市の行政連絡業務に関し必要な事項を定め、市政の円滑な推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「町会」とは、地域住民の意思の疎通の緊密化と福祉の向上を図るため、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、自主的に結成された住民組織をいう。

(業務の委託)

第 3 条 市長は、次に掲げる行政連絡業務を町会に対し、委託するものとする。

- (1) 行政連絡資料の配布、回覧及び掲示
- (2) 各種委員の推薦
- (3) 防火及び防犯の推進
- (4) 防災組織の設立及び運営
- (5) ごみ集積所の設置管理及び資源回収
- (6) その他市長が必要と認めるもの

(業務の受諾)

第 3 条の 2 町会の代表者（以下「町会長」という。）は、前条に規定する業務を受諾しようとするときは、業務受諾書を市長に提出しなければならない。

(交付金の交付)

第 4 条 市長は、第 3 条に規定する行政連絡業務を行う町会に対し、交付金を交付するものとする。

(交付金の額の算定)

第 5 条 交付金は、毎年 4 月 1 日における町会が行政連絡資料を配布することが可能な世帯数（以下「町会世帯数」という。）をもって算定する。ただし、年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。）の途中で結成された町会について

は、当該結成時の町会世帯数をもって翌月からの月数により月割で算定し、年度の途中で解散した町会については解散までの月数により月割で算定するものとする。

2 市長は、年度の途中で解散する町会について解散する月後に係る月に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

3 交付金の額は、年額とし、次に掲げる均等割及び世帯割の合計額とするものとする。

(1) 均等割 次のいずれかの額

ア 町会世帯数が400世帯までの町会 17,500円

イ 町会世帯数が400世帯を超える町会 アに400世帯ごとに17,500円を加算した額

(2) 世帯割 町会世帯数に330円を乗じて得た額

(世帯数の報告等)

第6条 町会長は、毎年4月1日（年度の途中で結成された町会にあっては当該結成時）における町会世帯数等を記載した世帯数等報告書を市長に提出しなければならない。

2 町会長は、世帯数等報告書の内容に変更が生じた場合は、その旨を遅延なく市長に報告しなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第37号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

- 編集・発行 柏市役所 市民生活部 市民活動推進課
☎04-7167-1111 (大代表)
☎04-7167-1126 (直通)
平成18年6月発行

- 柏市のホームページ「かしわシティネット」・アドレス
<http://www.city.kashiwa.chiba.jp/>